

第4次島根県男女共同参画計画

令和4（2022）年度～令和8（2026）年度

令和4年3月

島　根　県

自分らしくきらめく 新たな時代へ

平成 13 年に「島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン 21）」を策定してから、既に 21 年が経過しました。この間「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）」が制定され、県では出産後の復職支援や子育て応援企業の認定など各種施策を展開してまいりました。

これらの取組により、固定的な性別役割分担意識は徐々に解消されてきているものの、性別に起因する偏見や格差は、人々の生活や意識などに深く内在しており、いまだ解消に至っていません。

また、県政が直面している人口減少問題では、若年層、とりわけ女性の都会地への流出が続いている、女性の定着・回帰への対策が喫緊の課題となっています。

加えて、長期化する新型コロナウイルス感染症は、社会生活のあらゆる面に大きな影響を及ぼしており、中でも、女性への影響は深刻です。女性の雇用環境の悪化、DV や性暴力被害の深刻化、家事負担の増加など、平常時の固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する諸課題が顕在化しました。

社会情勢が変化する中にあって、男女共同参画や女性活躍を推進していくためには、意識改革により固定的な性的役割分担意識や性差に関する偏見をなくし、あわせて、産業の活性化や働きやすく子育てのしやすい環境づくりなどにより、経済的な基盤を整え、県民一人ひとりが地域で活躍し、安心して暮らすことができる豊かな社会の実現が必要です。

さらには、高齢者や障がいのある方、外国人、LGBT 等の方をはじめ、様々な状況にある方々について正しく理解し、社会全体で多様性を尊重する社会づくりが求められています。

このため、県では、多様な価値観を認め合い、性別に関わりなく、仕事、生活、家庭など、それぞれの場で、バランスよく自分らしくいきいきと暮らせる島根の実現を目指し、「第 4 次島根県男女共同参画計画」を策定し、取組を一層前に進めていくこととしました。

この実現は、地域のみなさんや市町村、関係団体、事業者等との連携のもとで成し遂げられるものであり、島根創生を加速する大きな力になると考えております。男女共同参画社会の新たな時代に向けて、これまで以上の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定に際し、御尽力いただきました皆様、貴重な御意見をお寄せくださいました県民の皆様に、心よりお礼を申し上げます。

令和 4 年 3 月

島根県知事 丸山達也

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性質	1
(1) 計画の位置づけ	
(2) 他の計画との関係	
3 計画の期間	2
4 計画策定にあたっての横断的な視点	3
(1) 新型コロナウイルス感染症の影響	
(2) 性の多様性の尊重	
(3) SDGs の推進	
5 計画推進のための手法	5
(1) 連携と協働	
(2) 計画の進捗	
(3) 男女共同参画に関する苦情処理	
第2章 現状と課題	6
1 島根県における情勢の変化	6
(1) 人口問題	
(2) 働く女性を取り巻く環境	
2 個別分野ごとの現状と課題	21
(1) 政策・方針決定過程における男女共同参画	
(2) 社会全体における意識	
(3) 地域・農山漁村における男女共同参画	
(4) 防災における男女共同参画	
(5) 男女間におけるあらゆる暴力をめぐる現状と課題	
(6) 健康をめぐる現状と課題	
(7) 誰もが安心して暮らせる環境の整備をめぐる現状と課題	
第3章 計画の内容	33
1 島根県がを目指す男女共同参画社会	33
2 計画の基本目標	33
3 施策体系	35
4 数値目標	36
5 参考指標	38

第4章 具体的な取組

4 4

基本目標Ⅰ	あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる	4 4
(女性活躍の推進)		

重点目標1	あらゆる分野での活躍推進	4 4
--------------	---------------------	------------

重点目標2	安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり	4 5
--------------	----------------------------------	------------

基本目標Ⅱ	男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる	5 0
--------------	------------------------------	------------

重点目標3	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	5 0
--------------	-------------------------------	------------

重点目標4	地域における慣行の見直しと意識の改革	5 0
--------------	---------------------------	------------

重点目標5	男女共同参画に関する教育・学習の推進	5 2
--------------	---------------------------	------------

重点目標6	地域・農山漁村における男女共同参画の推進	5 4
--------------	-----------------------------	------------

重点目標7	防災対策における男女共同参画の推進	5 5
--------------	--------------------------	------------

基本目標Ⅲ	人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる	5 7
--------------	---------------------------------	------------

重点目標8	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	5 7
--------------	-------------------------	------------

重点目標9	生涯を通じた男女の健康づくりの推進	6 1
--------------	--------------------------	------------

重点目標10	誰もが安心して暮らせる環境の整備	6 3
---------------	-------------------------	------------

【附属資料】

6 7

附属資料1	諮問文	6 8
--------------	------------	------------

附属資料2	答申文	6 9
--------------	------------	------------

附属資料3	第4次島根県男女共同参画計画の策定の経過	7 0
--------------	-----------------------------	------------

附属資料4	島根県男女共同参画審議会委員	7 1
--------------	-----------------------	------------

附属資料5	島根県男女共同参画推進条例	7 2
--------------	----------------------	------------

附属資料6	男女共同参画社会基本法	7 5
--------------	--------------------	------------

附属資料7	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	7 8
--------------	-------------------------------	------------

附属資料8	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	8 5
--------------	--------------------------------	------------

附属資料9	令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査の概要	8 7
--------------	------------------------------------	------------

附属資料10	令和元年度島根県企業向けアンケート調査の概要	9 6
---------------	-------------------------------	------------

附属資料11	男女共同参画関係年表	1 0 5
---------------	-------------------	--------------

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

島根県の最上位の行政計画となる「島根創生計画」（2020～2024年度）で掲げる、概ね10年後の島根の目指す将来像「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現に向け、すべての人が性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分からち合う「男女共同参画社会の実現」が必要不可欠です。

島根県では、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の理念に則り、平成13年2月に「島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン21）」を策定して以降、平成23年5月に第2次計画、平成28年3月に第3次計画をそれぞれ策定し、その時代の状況や課題に応じた施策により、男女共同参画を推進してきました。

さらに、第3次計画においては、国において平成27年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）の都道府県計画にも位置づけ、女性活躍に係る施策の推進もあわせて積極的に取り組んできました。

これまでの取組により、県内においては、固定的な性別役割分担意識¹の一定の解消が図られ、多くの分野で女性の参画が進みました。一方で、人口減少・少子高齢化が進展する中、男女の人権の尊重、あらゆる分野での女性の活躍促進、安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくりなどに向けて、さらなる取組が求められています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響や変化を踏まえ、平時における社会問題の顕在化や働き方の変化に対応するため、様々な施策に男女共同参画の視点を取り込みつつ実施していく必要があります。

一方、国においても、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行、女性活躍推進法及び「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正、そして国の第5次男女共同参画基本計画の策定など、多くの分野で男女共同参画や女性活躍推進の機運が高まっています。

こうした状況を踏まえつつ、これまでの取組の成果や現状と課題を検証し、男女共同参画社会の実現に向けて「第4次島根県男女共同参画計画」を策定し、引き続き総合的、計画的に施策を展開していきます。

2 計画の性質

（1）計画の位置づけ

この計画は、下記の計画として位置づけます。

- ① 男女共同参画社会基本法第14条第1項に規定する「都道府県男女共同参画計画」
- ② 島根県男女共同参画推進条例第11条第1項に規定する「男女共同参画計画」
- ③ 本計画の基本目標Ⅰに係る部分については、女性活躍推進法第6条第1項に規定する「都道府県推進計画」

¹ 固定的な性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

(2) 他の計画との関係

本計画は、下記の国及び県の計画との整合を図り、調和を保って策定しています。

策定	分類	計画等の分類	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
国	基本計画	男女共同参画基本計画 (男女共同参画社会基本法)						第5次計画 (R3~7)		
島根県	総合計画	島根創生計画 (まち・ひと・しごと創生法)						(R2~6)		
	女性活躍	しまね女性活躍推進プラン						(R2~6)		
	D V	島根県D V対策基本計画 (D V防止法)						第4次改定 (R3~7)		
	人権	島根県人権施策推進基本方針 (人権教育及び人権啓発の推進に関する法律)					第2次改定 (R元~)			→
	行政	島根県特定事業主行動計画 (女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法)					(R2~6)			
	教育	しまね教育魅力化ビジョン (教育基本法)					(R2~6)			
	農林水産	島根県農林水産基本計画					(R2~6)			
	保健医療	島根県保健医療計画 (医療法)					(H30~R5)			
	健康	健康長寿しまね推進計画（島根県健康増進計画） (医療法、健康増進法)					第2次計画 (H25~R5)			
	地域福祉	島根県地域福祉支援計画 (社会福祉法)					第4期計画 (R2~6)			
	子ども	しまねっ子すくすくプラン (次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法)					第5次計画 (R2~6)			
		しまね青少年プラン（スサノオプラン） (子ども・若者育成支援推進法)						第4次改定 (R4~8)		
		島根県子どものセーフティネット推進計画 (子どもの貧困対策の推進に関する法律)					(R3~7)			
	高齢者介護	島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画（老人福祉法、介護保険法）					第8期計画 (R3~5)			
	障がい者	島根県障がい者基本計画 (障害者基本法)					(H30~R5)			
		島根県障がい福祉計画 (障害者総合支援法)					第6期計画 (R3~5)			
		島根県障がい児福祉計画 (児童福祉法)					第2期計画 (R3~5)			

3 計画の期間

計画期間は、令和4（2022）年度～令和8（2026）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化などに対応し、適宜見直しを図ります。

4 計画策定にあたっての横断的な視点

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、雇用環境の悪化や配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）の深刻化、固定的な性別役割分担意識に基づく家庭生活での負担増など、平時からの諸課題が顕在化し、女性の生活に負の影響をもたらしています。一方で、男女ともに働き方の可能性が広がるテレワークの拡大など、男女共同参画社会の形成に向けた契機となり得る状況があり、こうした社会変化を踏まえながら、感染の状況に応じて弾力的に対応していく必要があります。

(2) 性の多様性の尊重

性的指向・性自認（性同一性）²に関することについては現在広く議論が行われており、性別にかかわりなく誰もが、それぞれの個性と能力を発揮し対等に参画できる社会の実現に向けて、本計画においても性の多様性を尊重することが重要であることは言うまでもありません。

本計画において島根県が目指す社会は、性別にとらわれることなく、性の多様性を前提として、一人ひとりの人権が尊重される社会です。

(3) S D G s の推進

島根県は、国際社会全体の目標である「持続可能な開発目標（S D G s）」の「誰一人取り残さない」という理念を共有しながら、施策に取り組んでいきます。ゴール5「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント³」は、男女共同参画の実現や女性の活躍を推進する本計画の施策の方向性とも重なっており、本計画の施策を着実に進めしていくことが、S D G s の推進につながるものと考えています。

【参考1】「持続可能な開発目標（S D G s）」について

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

【参考2】「ジェンダー」

人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、これらを

² 性的指向・性自認（性同一性）：性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。なお、性的指向について、例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。

³ エンパワーメント：自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



なお、本計画に掲げる施策と特に関連する S D G s の目標は次のとおりです。

	【目標 1】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	【目標 3】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	【目標 4】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	【目標 5】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	【目標 8】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	【目標 10】 各国内及び各国間の不平等を是正する

5 計画推進のための手法

(1) 連携と協働

男女共同参画社会を実現するためには、県民一人ひとりが男女共同参画を自らの課題としてとらえ、家庭、職場、地域、学校など、社会のあらゆる場面で主体的に取り組むことが大切です。このため、県民の皆様、市町村、ボランティア・NPO、事業者・企業など多様な主体と連携・協働（複数の主体が目標を共有し、対等なパートナーとして共に力を合わせて活動すること）しての取組を推進します。

(2) 計画の進捗

達成を目指す水準として、令和8（2026）年度の数値目標を設定します。

本計画の数値目標には、県の最上位の行政計画となる「島根創生計画」及び島根県が策定している各分野における個別計画の重要業績評価指標（KPI）等を用いて推計したものがあります。

今後、島根創生計画等が改定され、KPI等の見直しが行われた場合には、本計画の数値目標の見直しを行います。

また、島根創生計画等における毎年度ごとの各事業の達成状況等に応じたKPI等の修正が行われた場合には、本計画の数値目標へ反映させるものとします。

なお、本計画を目標の達成に向けて有効かつ着実に推進するよう、次の事項を実施します。

① 年次報告書の作成、公表

島根県男女共同参画推進条例第21条に基づき、毎年度、施策の実施状況と数値目標の達成状況について報告書を作成し、これを公表します。

② 島根県男女共同参画審議会への報告

男女共同参画に関する施策の実施状況や数値目標などをとりまとめ、島根県男女共同参画審議会に報告し、意見を求めます。

(3) 男女共同参画に関する苦情処理

島根県男女共同参画推進条例第20条第1項に規定する施策に関する苦情の処理について意見を述べるため、条例第20条第2項に基づき島根県男女共同参画審議会に苦情処理専門部会を設置し、県民からの申し出を調査し、適切に処理します。

第2章 現状と課題

1 島根県における情勢の変化

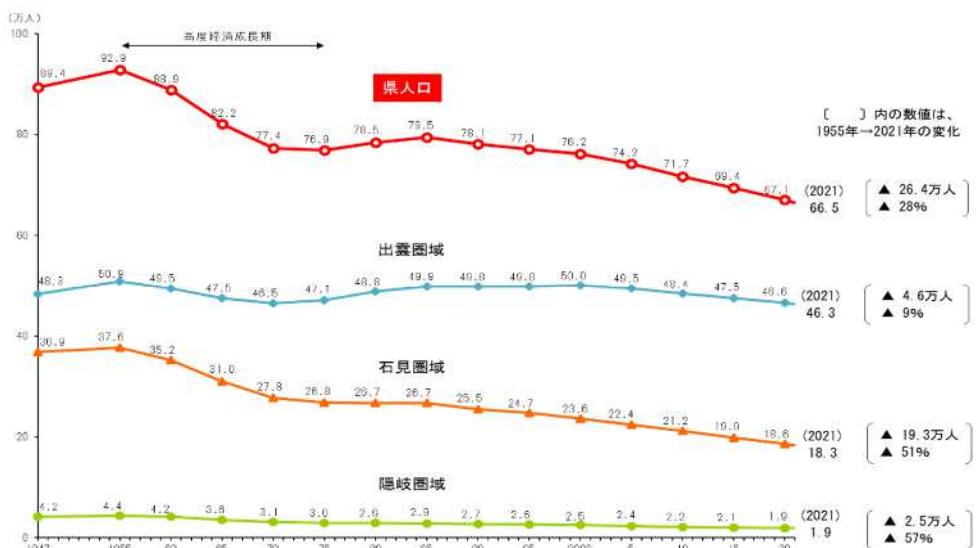
(1) 人口問題

①人口減少

島根県の人口は、ピーク時の1955年（昭和30年）から約28%減少し、3圏域別では、出雲圏域に比べ石見圏域、隠岐圏域の減少が顕著となっています（図表1）。

また、県人口は、1986年（昭和61年）以降人口減少が継続しており、自然動態は1992年（平成4年）に自然増から自然減に転換、社会動態は社会減が継続しています（図表2）。

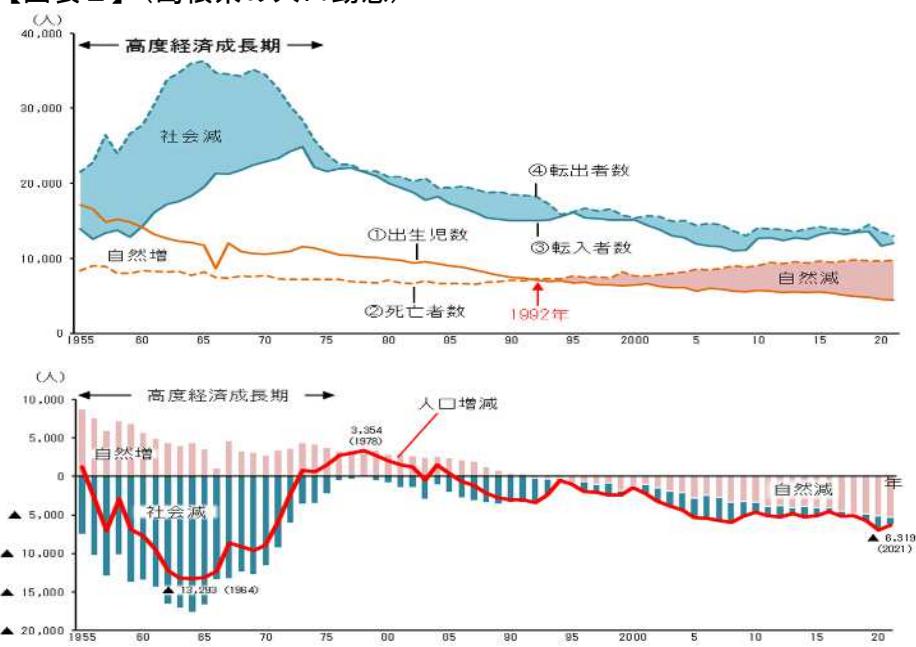
【図表1】（島根県の人口推移）



資料：総務省統計局「国勢調査」〔各年10月1日現在〕、

2021年は島根県「令和3年 島根の人口移動と推計人口」〔10月1日現在〕

【図表2】（島根県の人口動態）



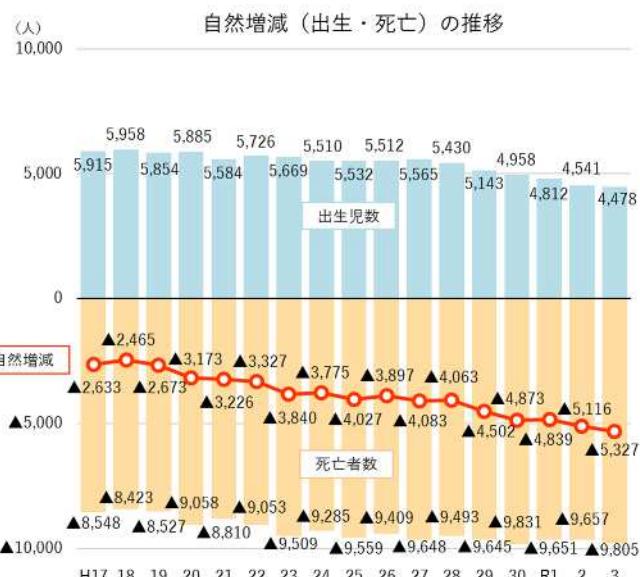
資料：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」、厚生労働省「人口動態統計」、島根県「島根の人口移動と推計人口」

自然減については、出生数は減少傾向、死亡数は横ばいで、近年、年間約5千人の自然減で推移しています（図表3）。

社会減については、2009年（平成21年）以降縮小傾向でしたが、2018年（平成30年）をピークに、2019年（令和元年）以降は拡大傾向となっています（図表4）。

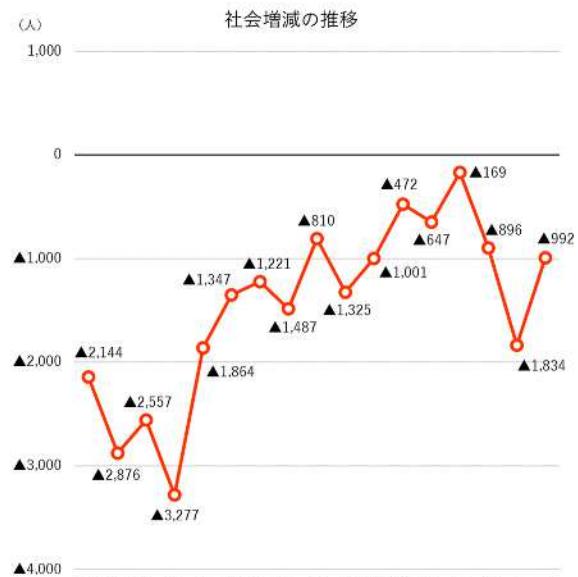
また、近年、外国人住民が増加傾向でしたが、2018年（平成30年）以降は約9千人で推移しています（図表5）。在留資格別では、近年定住者の割合が増加しています（図表6）。

【図表3】（自然動態）



資料：島根県「島根の人口移動と推計人口」
〔前年10月1日～9月30日〕

【図表4】（社会動態）



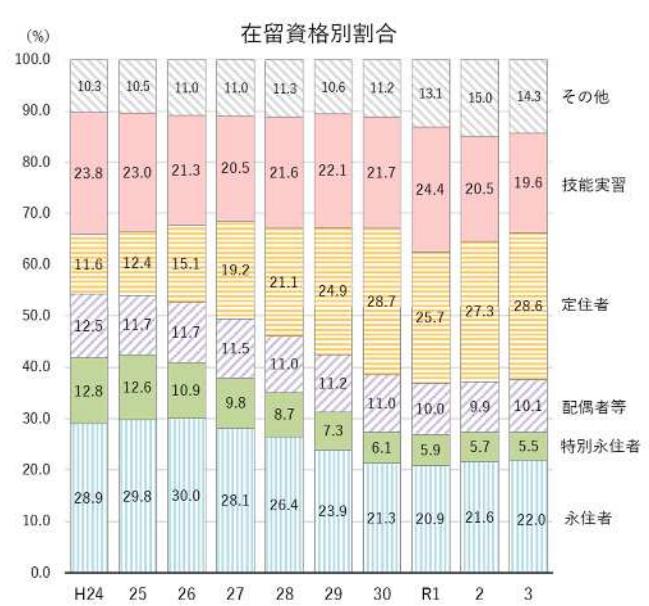
資料：島根県「島根の人口移動と推計人口」
〔前年10月1日～9月30日〕

【図表5】



資料：島根県文化国際課調べ〔各年12月末〕

【図表6】

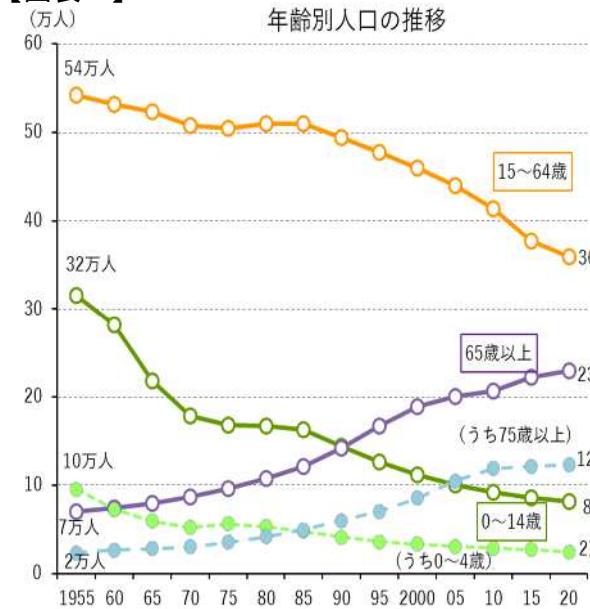


資料：法務省「在留外国人統計」
〔各年12月末、ただし、R3は6月末〕

②少子・高齢化の進行

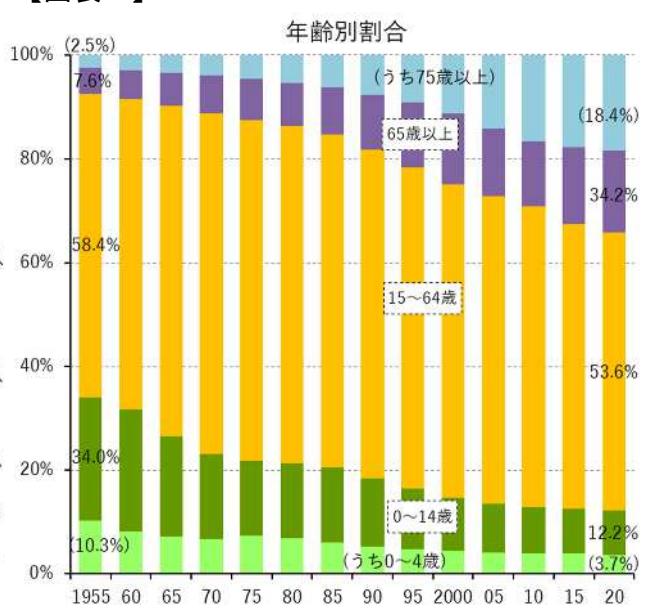
島根県では、1990年（平成2年）を境に、年少人口より老人人口が増えていきます（図表7）。最近では、3人に1人が高齢者で、5.4人に1人が75歳以上という構成です（図表8）。

【図表7】



資料：総務省統計局「国勢調査」〔各年10月1日現在〕

【図表8】



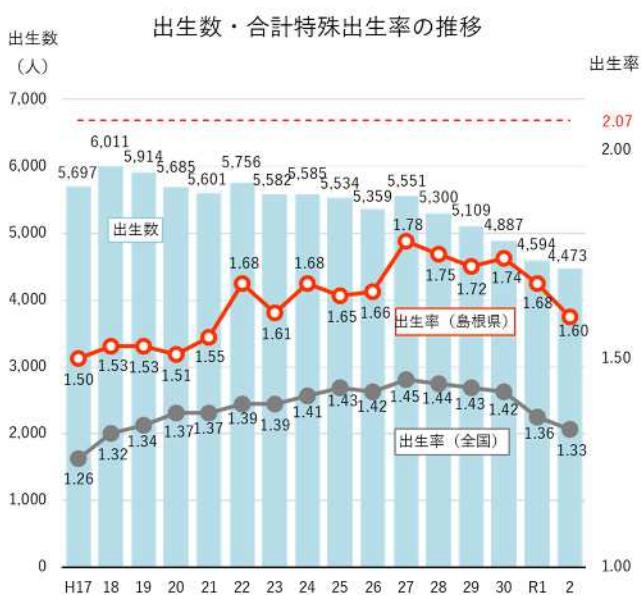
資料：総務省統計局「国勢調査」〔各年10月1日現在〕

(注) 年齢別割合は、分母となる総数から年齢不詳を除いて算出している。

島根県の合計特殊出生率は、令和2年で1.60であり、全国の中で引き続き上位（全国6位）を維持しています（図表9）。

一方で、女性人口の減少傾向に伴い、出生数自体は減少傾向にあります（図表10）。

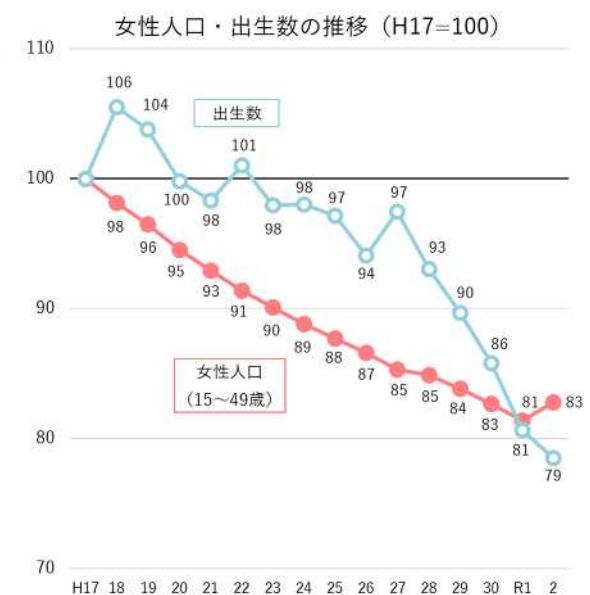
【図表9】



資料：出生数・合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」〔暦年〕

女性人口は島根県「島根の人口移動と推計人口」(H17・22・27・R2年は総務省統計局「国勢調査」)〔各年10月1日現在〕

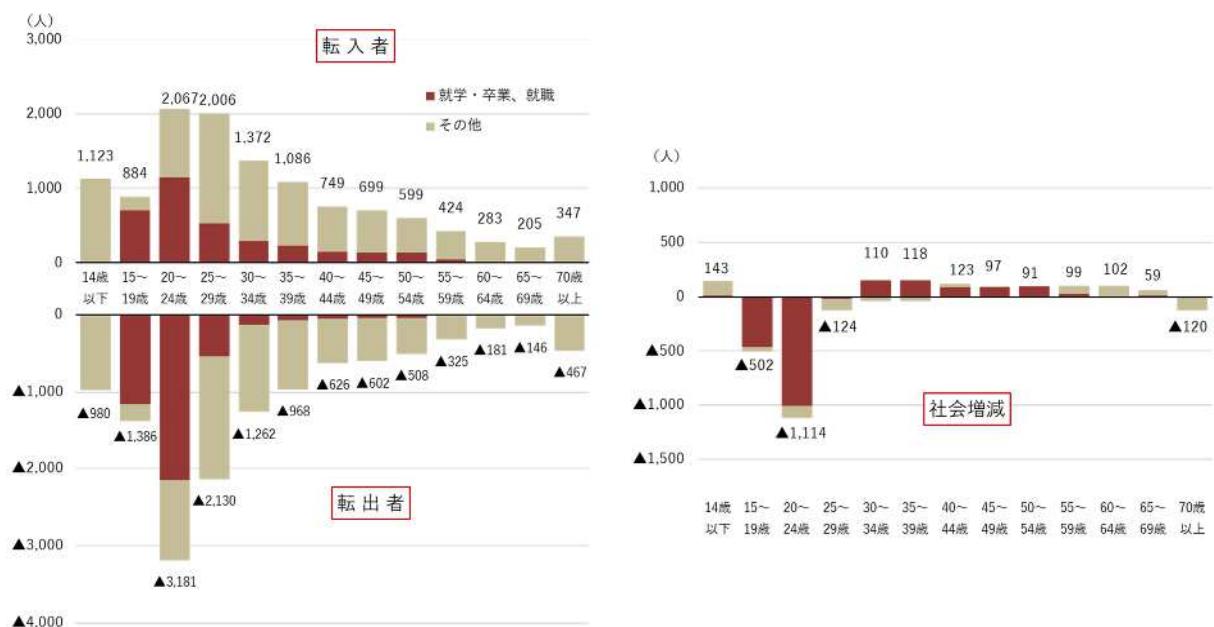
【図表10】



③女性・若者を中心とした県外転出

島根県の社会減は、15～24歳が大きくなっています。就学・卒業による転出が主な要因となっています（図表11）。また、15～24歳の就学・卒業による転出超過数は、近年減少傾向にありました。令和2年は前年に比べ増加しています（図表12）。

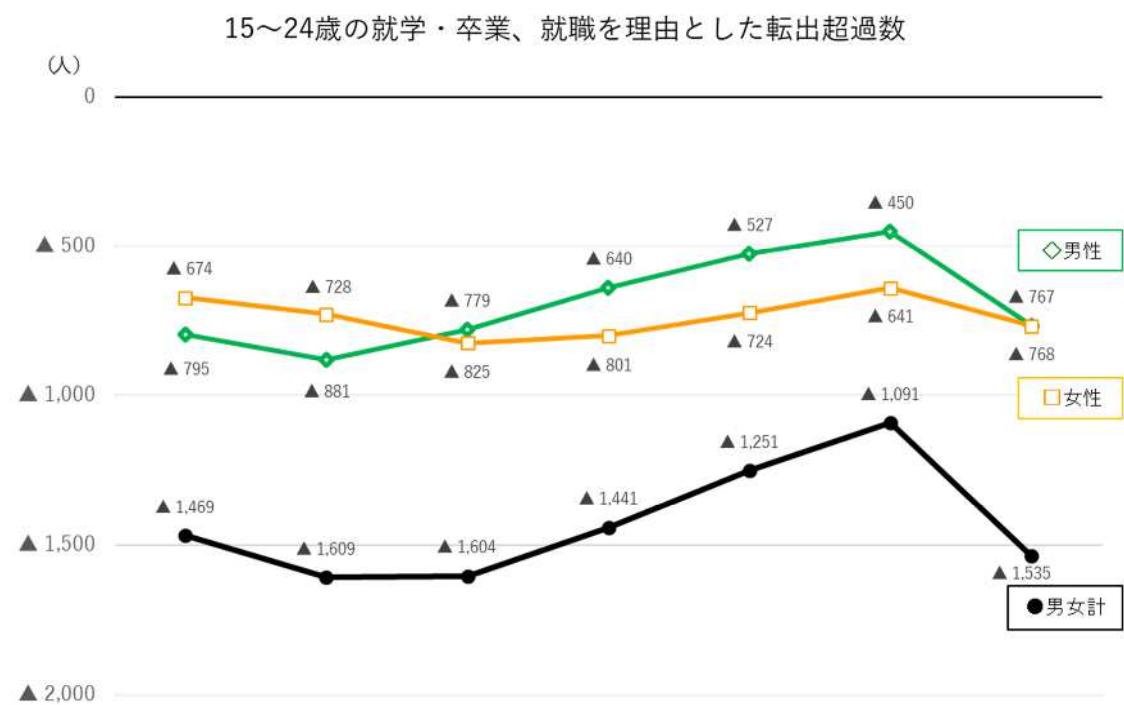
【図表11】 令和3年の人口の社会移動（年代・理由別）



資料：島根県「令和3年 島根の人口移動と推計人口」〔令和2年10月1日～令和3年9月30日〕

（注）市町村長が職権により住民票に「記載」した者、住民票から「消除」した者の数は含まれていない。

【図表12】



資料：島根県「島根の人口移動と推計人口」〔前年10月1日～9月30日〕

（注）市町村長が職権により住民票に「記載」した者、住民票から「消除」した者の数は含まれていない。

④世帯構成の変化

島根県の一般世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たりの人員は減少傾向にあります（図表13）。

また、家族類型別世帯数を見ると、「その他の親族世帯（3世代世帯同居等）」の割合は、全国に比べると高いことが特徴ですが、減少傾向にあります。

一方で、「単独世帯」が増加するなど、家族形態に変化が見られます（図表14）。

また、年齢（5歳階級）別に未婚率をみると、男性、女性ともに増加傾向にあります（図表15）。

【図表13】

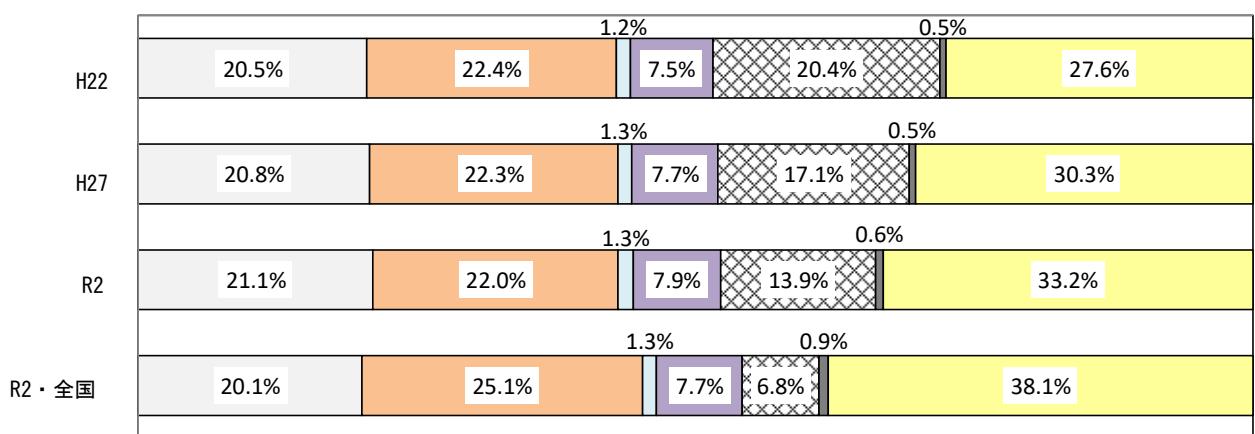


資料：総務省統計局「国勢調査」〔各年10月1日現在〕

【図表14】

一般世帯の家族類型別世帯数の推移

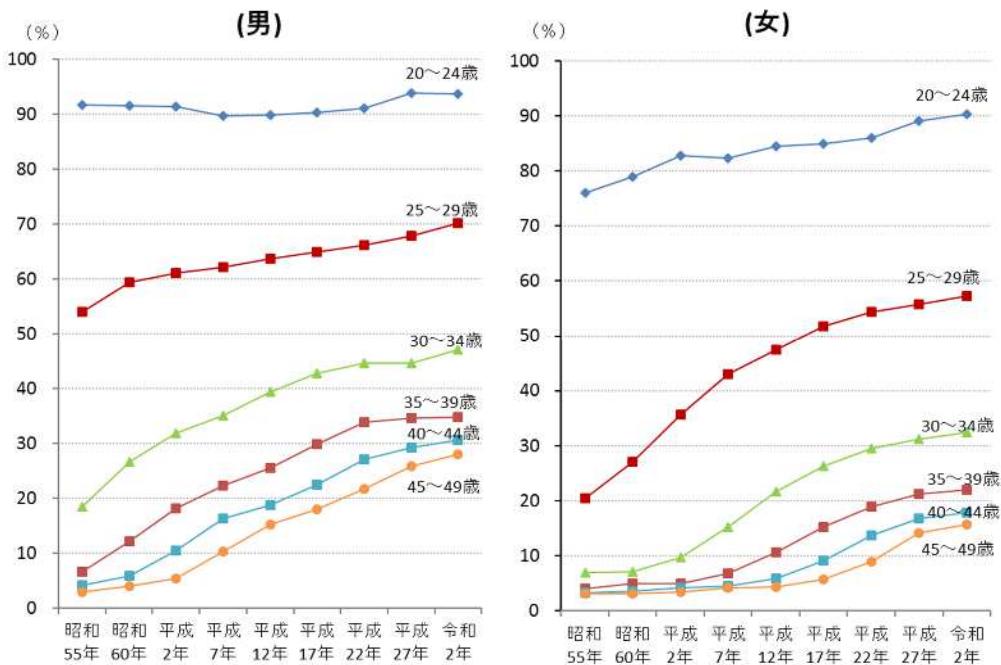
□①夫婦のみ □②夫婦と子ども □③男親と子ども □④女親と子ども □⑤その他の親族世帯 □⑥非親族世帯 □⑦単独世帯



資料：総務省統計局「国勢調査」〔各年10月1日現在〕

【図表 15】

20～49 歳における男女別未婚率の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」〔各年 10月 1日現在〕

(注 1) 「未婚」はまだ結婚したことのない人

(注 2) 未婚率：15 歳以上人口に占める未婚者数の割合

(注 3) 年齢 5 歳階級別未婚率＝年齢 5 歳階級別未婚者数／年齢 5 歳階級別人口

(注 4) 平成 27 年及び令和 2 年は、不詳補完値により算出。平成 22 年以前は分母から不詳を除いて算出。

(2) 働く女性を取り巻く環境

①就業環境

島根県の女性の労働力人口（15 歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口）は、15 万 9 千人余りで、県全体の男女を合わせた労働力人口総数に占める女性の割合は 45.1% となっています。また、女性の労働力率は 51.2%（全国 14 位）となっており、増加傾向にあります（図表 16：参考指標 1）。

とりわけ、島根県の生産年齢（15～64 歳）における女性の労働力率は 74.6% で、全国 1 位となっています（図表 16：参考指標 2）。

年齢別女性労働力の減少幅（M 字型カーブの窪みの浅さ）は、3.6 ポイント（全国 9 位）であり、出産や子育てにかかる期間が女性の働き方に影響を与えていることが考えられます（図表 16：参考指標 3、図表 17）。

女性の就業者数を産業別に見ると、「医療・福祉」が最も多く、4 万 1 千人余りとなっており、次いで、「卸売業、小売業」、「製造業」、「宿泊業、飲食サービス業」の順となっています（図表 18）。

また、職業別に見ると、「事務従事者」が最も多く、3 万 7 千人余りとなっており、次いで、「サービス職業従事者」、「専門的・技術的職業従事者」、「販売従事者」の順となっています（図表 19）。

近年の島根県の雇用者数の推移については、男性の雇用者数は減少傾向に、女性の雇用者数は増加傾向にあります（図表 20）。

また、女性の正規の職員・従業員の割合は、52.1%（全国 7 位）と高い水準となっていますが、給与の男性に対する女性の比率を見てみると、79.2%（全国 3 位）となっており、男女間での格差が見られます（図表 16：参考指標 4、5）。

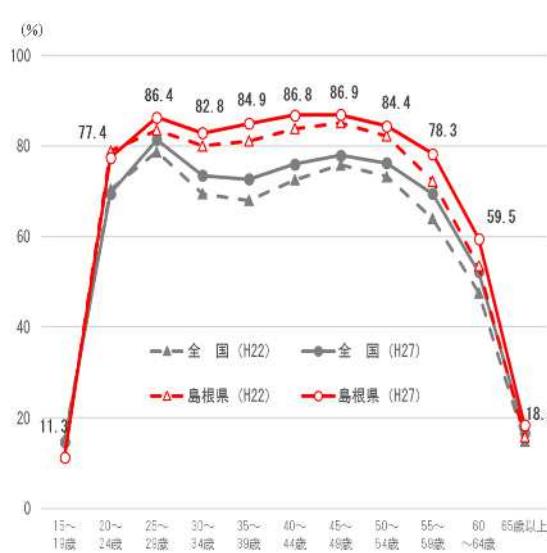
女性の一般労働者の平均勤続年数をみると、正社員・正職員の女性は 11.1 年、男性は 13.3 年となっており、男女差は 2.2 年となっています（図表 16：参考指標 6）。

全国的に新型コロナウイルス感染症に起因して大きな影響を受けている非正規雇用労働者、宿泊・飲食サービス業等において、雇用に占める女性の割合が高いことなどから、女性の雇用面への影響が懸念されています。

【図表 16】

	参考指標	島根県	全国	出典
1	女性の労働力率	51.2% (全国 14 位)	50.0%	総務省統計局「平成 27 年国勢調査」
2	女性の労働力率 (生産年齢・15~64 歳)	74.6% (全国 1 位)	67.3%	総務省統計局「平成 27 年国勢調査」より作成
3	M字型カーブの窪みの浅さ	3.6 ポイ (全国 9 位)	8.7 ポイ	
4	女性の正規の職員・従業員の割合	52.1% (全国 7 位)	45.5%	
5	給与の男性に対する女性の比率 (男性一般労働者の所定内給与額を 100 としたときの女性一般労働者の所定内給与額)	79.2% (全国 3 位)	74.3%	厚生労働省「令和 2 年賃金構造基本統計調査」
6	一般労働者の平均勤続年数	男性 13.3 年 女性 11.1 年	男性 13.4 年 女性 9.3 年	

【図表 17】 女性の労働力率（年齢別）



資料：総務省統計局「国勢調査」〔各年 10 月 1 日現在〕

【図表 20】 雇用者数の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」〔各年 10 月 1 日現在〕

【図表 18】(女性の産業別就業者)

(単位：人)

	島根県計	建設業	製造業	卸売業、小売業	宿泊業、飲食サービス業	医療、福祉
女性就業者数	156,032	4,390	16,234	25,777	11,506	41,816

資料：総務省統計局「平成 27 年国勢調査」〔各年 10 月 1 日現在〕

【図表 19】(女性の職業別就業者)

(単位：人)

	島根県計	専門的・技術的 職業従事者	事務従事者	販売従事者	サービス職業 従事者	生産工程従事者
女性就業者数	156,032	30,440	37,726	17,281	31,828	15,254

資料：総務省統計局「平成 27 年国勢調査」〔各年 10 月 1 日現在〕

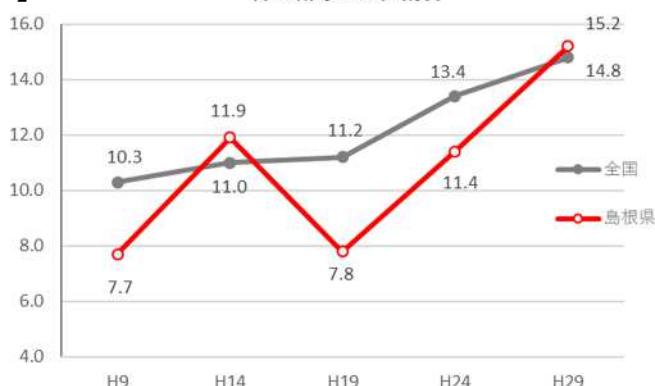
②職場における女性の登用

島根県において、管理的職業従事者（会社管理職、管理的公務員等）に占める女性の割合は 15.2%（全国 20 位）であり、低い状況にあります（図表 21）。

また、令和元年度島根県企業向けアンケート調査によると、女性の管理職昇進意向について、「管理職になりたい（なりたかった）」と回答した社員は、男性では 41.2%でしたが、女性は 12.7%にとどまっています（図表 22）。

【図表 21】

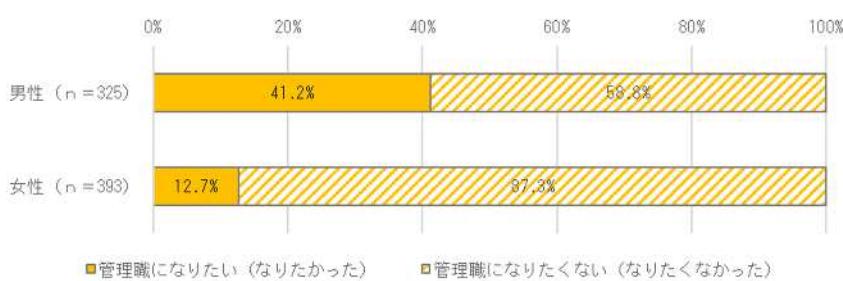
管理職等の女性割合



資料：総務省統計局「就業構造基本調査」〔各年 10 月 1 日現在〕

【図表 22】

管理職への昇進意向（社員）



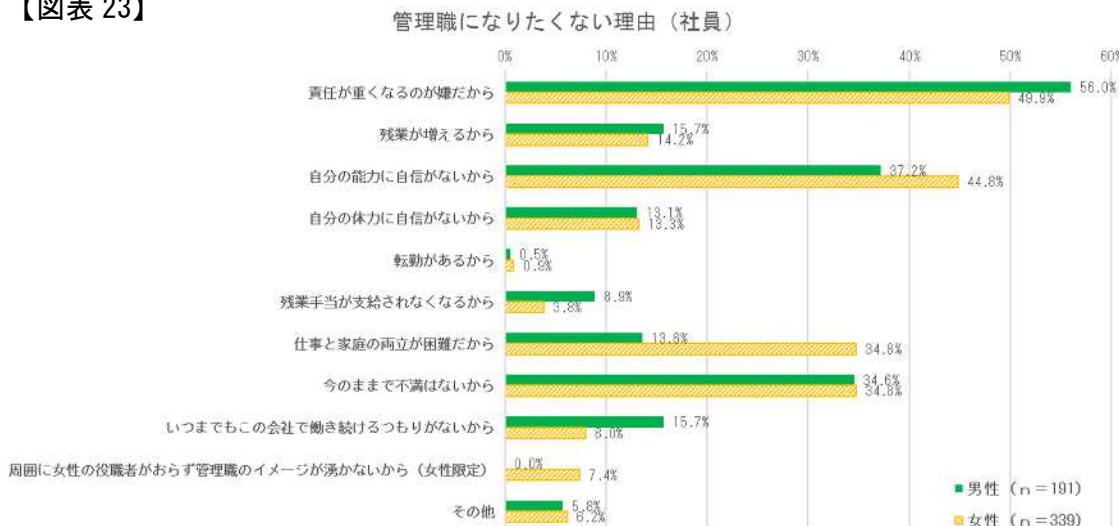
資料：島根県「令和元年度島根県企業向けアンケート調査」

管理職になりたくない理由としては、男性・女性ともに「責任が重くなるのが嫌だから」が最も多くなっています。2位以下は、男性が「自分の能力に自信がないから」「今のままで不満はないから」と続き、女性は「自分の能力に自信がないから」「仕事と家庭の両立が困難だから」と「今まで不満はないから」が同率で続いています。

また、「仕事と家庭の両立が困難だから」を理由として挙げた男性が 13.6%であるのに対し、女性は 34.8%と大きく差が出ています（図表 23）。

このため、女性の登用を進めるためには、誰もが働き続けやすい職場環境づくりを進め、女性の就業継続やこれまで進出しにくかった分野での就業を可能とし、女性のキャリアアップを支援することが必要です。

【図表 23】



資料：島根県「令和元年度島根県企業向けアンケート調査」

③仕事と子育て等の両立支援

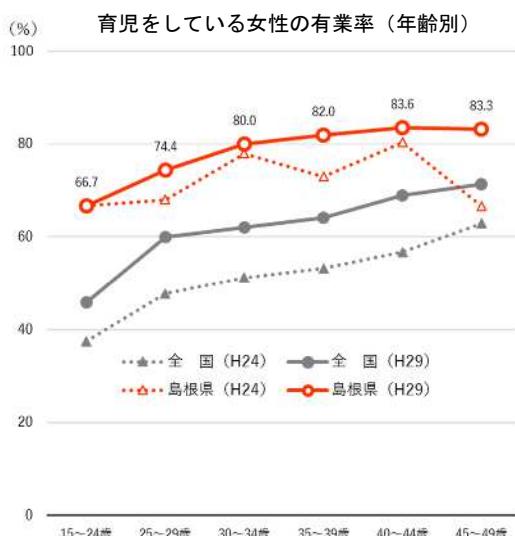
(ア) 有業率

平成 29 年度就業構造基本調査によると、島根県の育児をしている女性の有業率は 81.2%（全国 64.2%）で全国 1 位となっており、結婚や子育て期を迎えても就労を継続する女性が多いことがうかがえます。また、平成 24 年度の 74.3% に比べて、6.9 ポイント上昇していますが、年齢別に見ると有業率が大きく上昇している年齢があることが分かります（図表 24）。

一方で課題として、「女性が働き続けやすい」と感じる女性の割合は 40.5%（令和 3 年度島根県県政世論調査）にとどまっています（図表 25）。また、育児や介護等を理由に求職していない女性も見られます。

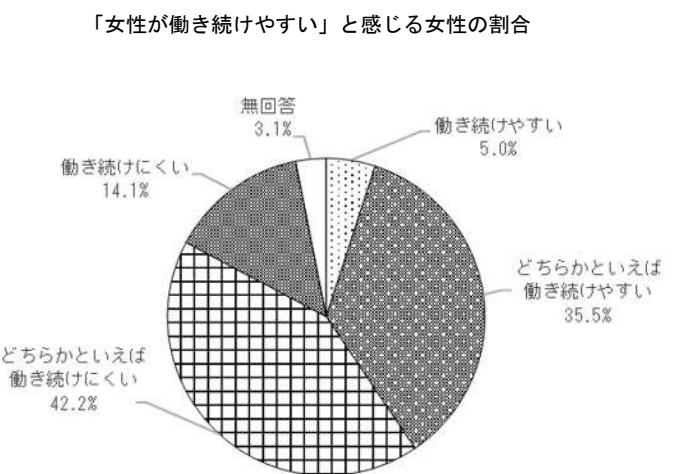
このため、就労を望む女性一人ひとりが結婚や子育てをしながら、希望に応じた多様な就労ができる取組が求められています。

【図表 24】



資料：総務省統計局「就業構造基本調査」〔各年 10 月 1 日現在〕
(注)「育児をしている」とは、小学校入学前の未就学児を対象とした育児（乳幼児の世話や見守りなど）をいい、孫やおい・めい、弟妹の世話などは含まない。

【図表 25】



資料：島根県「令和 3 年度島根県県政世論調査」
(注) 小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、全項目の回答比率の合計が 100% とならない。

(イ) 男性の家事・育児・介護への参加

誰もが仕事と育児等を両立できる環境整備は、女性活躍推進において必要不可欠であり、より多くの女性が活躍できる就業環境として、非常に重要な課題です。

島根県では、夫婦共働きの世帯の割合が 55.5%（全国 6 位）と全国 48.8% より高くなっている一方で、子育て世帯の男性の家事・育児・介護時間は 69 分／日と、女性の 407 分／日と比べて男性は約 6 分の 1 と少なく、女性に負担が偏っている状況があります（図表 26、図表 27）。

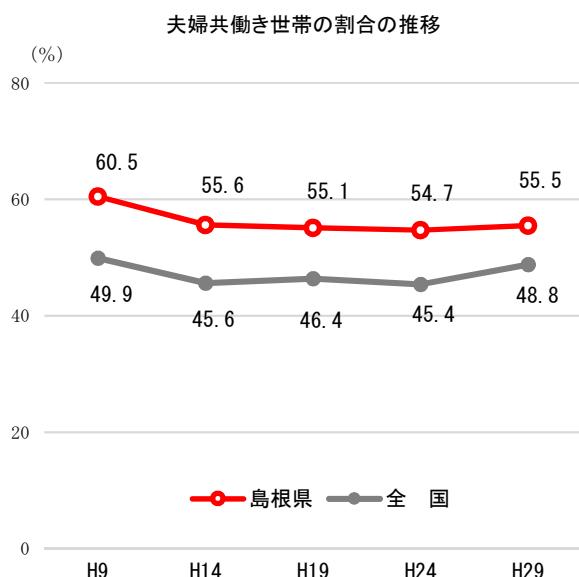
令和元年男女共同参画に関する県民の意識実態調査（以下「令和元年意識実態調査」という。）によると、家庭における役割分担では、日常生活における家庭の仕事等のうち、家事・育児・介護に関する 5 項目は、「該当する仕事はない」場合を除いて、すべて妻がすることが多くなっています（図表 28）。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で、家族が家で過ごす時間が増えたことにより、全国的に家事・育児等が女性に集中し、負担が増えたことが指摘されています。

また、育児休業制度を利用した労働者の割合について、男性労働者の割合は上昇傾向にあるものの、依然として低い状況にあります（図表 29）。

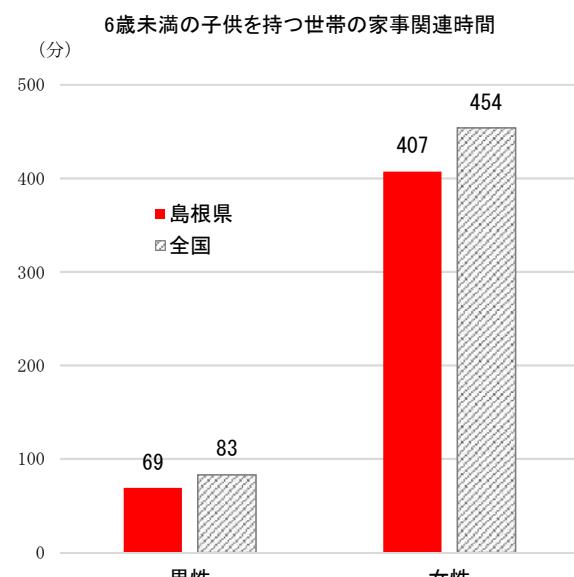
こうしたことから、誰もが安心して子育て・介護や仕事に取り組めるよう、夫婦間の分担を見直すことや、職場において、育児・介護休業が取得しやすく、子育てや介護に対応した柔軟な働き方ができる環境を整えることが必要です。

【図表 26】



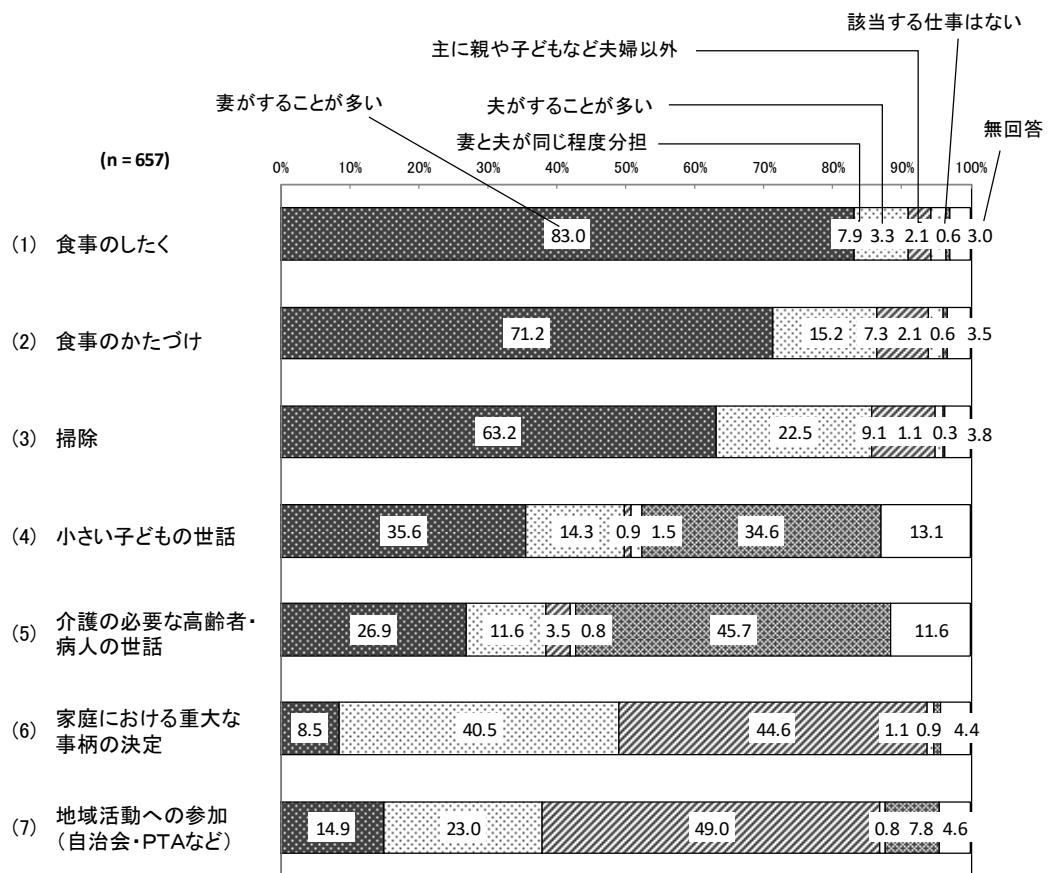
資料：総務省統計局「就業構造基本調査」〔各年 10 月 1 日現在〕

【図表 27】



資料：総務省統計局「平成 28 年社会生活基本調査」

【図表 28】(家庭の中での担当)

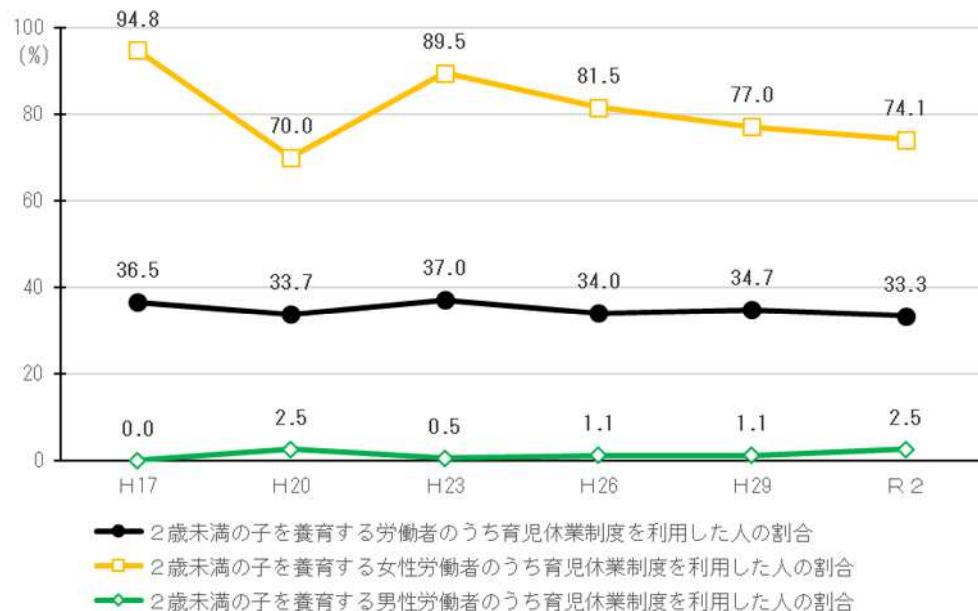


資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

(注) 小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までで表示。構成比を合計しても100%とならないことがある。

【図表 29】

育児休業制度を利用した労働者の割合



資料：島根県「労務管理実態調査」(調査は3年毎に実施)

※ 平成20年調査より、調査対象事業所を「10人以上」から「5人以上」に拡大。平成23年度調査より、調査対象労働者を「1歳未満の子を養育する労働者」から「1歳6ヶ月未満の子を養育する労働者」に拡大。令和2年度調査より、調査対象労働者を「1歳6ヶ月未満の子を養育する労働者」から「2歳の子を養育する労働者」に拡大。

(ウ) ワーク・ライフ・バランス

性別や年齢にかかわらず、誰もが仕事と家庭生活、地域活動、個人の生活など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をとりながら働くことが重要です。

令和元年意識実態調査では、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について調査しています。

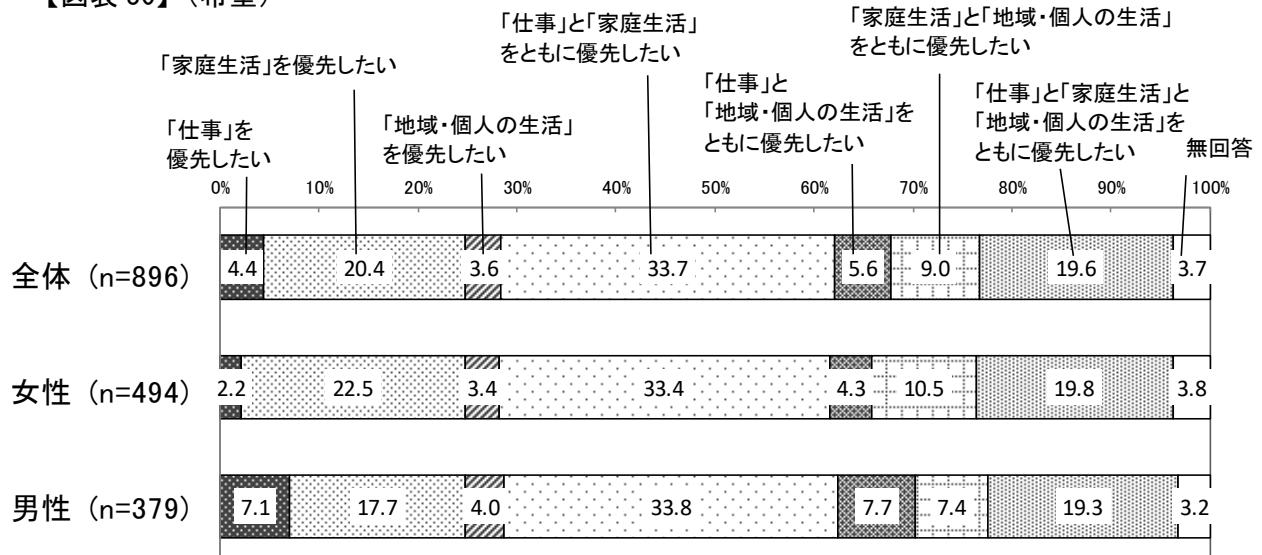
この調査によると、希望としては「仕事と家庭生活」(33.7%) が最も高く、「家庭生活」(20.4%)、「仕事と家庭生活と地域・個人の生活」(19.6%) が続いています（図表 30）。

一方、現実（現状）では、「仕事と家庭生活」(25.2%)、「仕事」(24.2%)、「家庭生活」(22.4%) の3つが高くなっています。また、女性は「家庭生活」(29.6%) が高く、男性は「仕事」(31.9%) が高くなっています（図表 31）。

現実と希望の差を比較してみると、「仕事」(希望 4.4%→現実 24.2% の 19.8 ポイントの差)、「仕事と家庭生活と地域・個人の生活」(希望 19.6%→現実 7.8% の 11.8 ポイントの差)、「仕事と家庭生活」(希望 33.7%→現実 25.2% の 8.5 ポイントの差) で回答格差が大きくなっています。希望としては「仕事と家庭生活」または「仕事と家庭生活と地域・個人の生活」を優先させたいにも関わらず、現実には「仕事」優先となっている傾向がうかがえます。

誰もが健康で豊かな生活に向けた働き方や暮らしができるように、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、子育て・介護支援制度の充実、短時間勤務制度の導入、新型コロナウイルス感染症の影響で普及してきているテレワークの推進など、多様で柔軟な働き方が広がるような取組を進めていく必要があります。

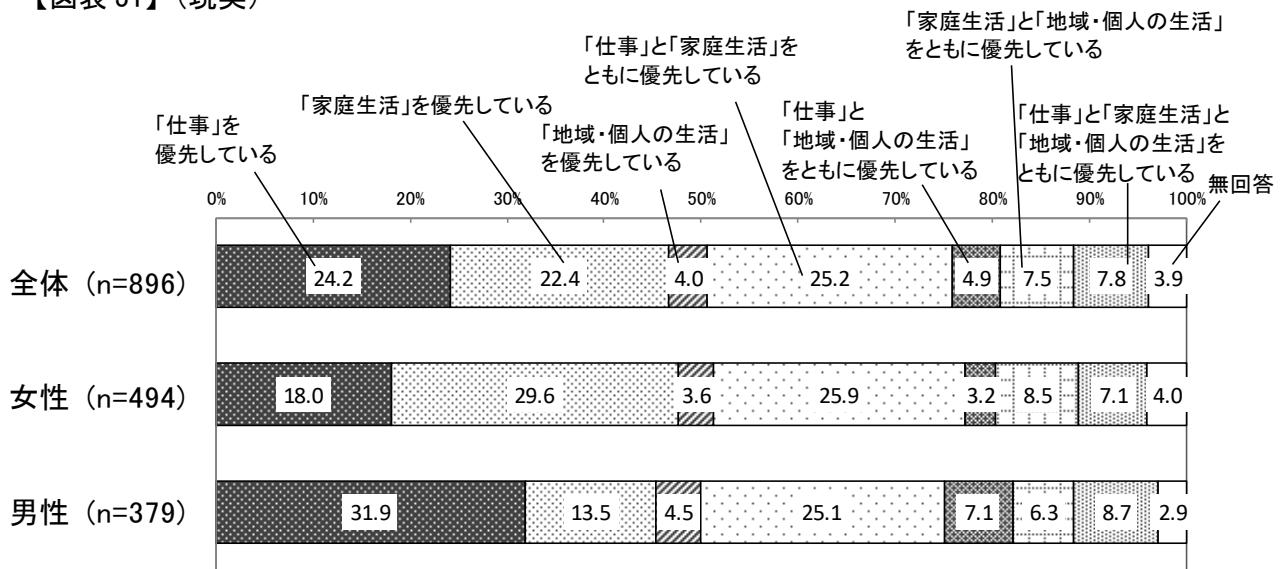
【図表 30】(希望)



資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

(注) 小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までで表示。構成比を合計しても 100% とならないことがある。

【図表 31】(現実)



資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

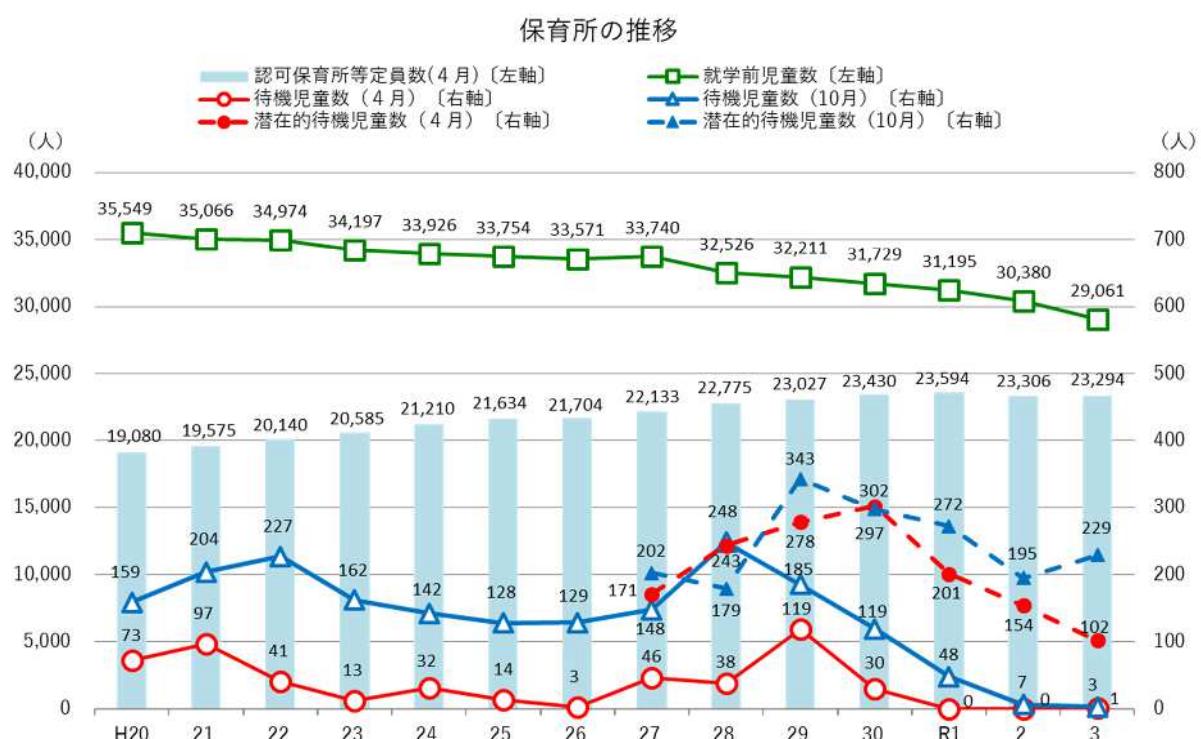
(注) 小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までで表示。構成比を合計しても100%とならないことがある。

(エ) 子育て・介護支援サービス等

島根県内では、就学前児童数は近年減少傾向にあり、認可保育所等定員は、近年2万3千人台を推移しています。

保育所の待機児童数については、令和3年4月に、3年ぶりに1名発生しています（図表32）。

【図表 32】(認可保育所等定員数と児童数の推移)



資料：島根県子ども・子育て支援課調査（年度）

※潜在的待機児童とは、「特定の保育園を希望している者」を指す

小学校総児童数は減少傾向にある一方で、放課後児童クラブの利用定員は増加傾向にあります。

また、待機児童数は増加傾向にありました（図表 33）。

【図表 33】（放課後児童クラブと児童数の推移）



資料：利用希望児童数、待機児童数＝「放課後児童健全育成事業実施状況調査」（厚生労働省）〔年度〕
小学校児童数＝「学校基本調査」（文部科学省）〔年度〕

働きながら介護をしている人への支援について、地域の実情に応じた地域密着型サービスが増加してきており、住み慣れた地域での生活を支える多様な居宅系サービスにより、在宅介護の支援が進められています。

また、65歳以上人口に対する介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の定員数の比が、島根県は2.3%（全国1.8%）で全国3位となっており、全国と比べると介護老人福祉施設に関するサービスが充実している状況にあります（図表34）。

【図表 34】

参考指標	島根県	全国	出典
65歳以上人口に対する介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の定員数の比	2.3% (全国3位)	1.8%	65歳以上人口は「令和2年国勢調査」定員数は「令和2年介護サービス施設・事業所調査」

④エッセンシャルワーカー

コロナ下において、人々の日常生活における、必要不可欠な仕事（エッセンシャルサービス）を担っている労働者、いわゆるエッセンシャルワーカー⁴の社会的な重要性が再認識されています。

⁴ エッセンシャルワーカー：人々の日常生活における、必要不可欠な仕事（エッセンシャルサービス）を担う労働者のこと。健康と命を担う医療・福祉従事者、スーパーなどの小売業界に身を置く店員、物流に関する郵便配達員やトラック運転手、オンラインに関わる従事者など、人々の生活を支えている職種の人たちがエッセンシャルワーカーにあたります。

す。

平成 27 年国勢調査の推計によると、島根県内の就業者で、看護師（准看護師を含む）の 94.8%、介護職員（医療・福祉施設等）の 73.5%、訪問介護従事者の 88.3%、保育士の 97.2% は女性です。こうした方々は、高い感染リスクにさらされ続けながら、なおかつストレスを受けやすい（感染リスクを感じやすい、休業しにくい等）状況で、患者や利用者のケア、子どもたちの保育を行っています。

また、最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族等に対するデマの拡散、偏見や不当な差別、心ない誹謗中傷等により人権が脅かされることのないよう、行政による人権に配慮した啓発を進めていく必要があります。

2. 個別分野ごとの現状と課題

(1) 政策・方針決定過程における男女共同参画

政策・方針決定過程に女性の参画を拡大することは、社会の多様性と活力を高め、誰もが暮らしやすい社会の実現のために不可欠なものです。

①政治分野

政治的な分野における女性の参画として、議員に占める女性議員の割合については、県議会議員では 8.6%（全国 31 位）、市議会議員では 11.5%（全国 37 位）、町村議会議員では 4.8%（全国 46 位）となっており、それぞれ全国平均を下回っている状況です（図表 35：参考指標 1～3）。また、女性議員がゼロの市町村議会は 4 町（飯南町、美郷町、西ノ島町、隠岐の島町）となっています（図表 35：参考指標 4）。

②行政分野

審議会等における女性の委員の割合について、島根県においては 47.0%（全国 4 位）で目標の 50%に近づいてきているものの、市町村においては 26.5%（全国 39 位）と、平成 21 年度以降微増傾向にあります（図表 35：参考指標 5、6）。

島根県では、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下、「次世代法」という。）及び女性活躍推進法に基づく一体の計画として、島根県特定事業主行動計画を策定しており、令和 2 年 3 月には、この計画に定める数値目標等を改定の上、「すべての職員がいきいきと働き、能力を発揮できる職場づくり推進計画－島根県特定事業主行動計画－」（計画期間：令和 2～6 年度）を新たに策定しました。

そうした中、県職員の管理職に占める女性の割合（病院職員、教育職員、警察職員を除く）は、令和 3 年 4 月 1 日現在 13.0% となっており、令和 6 年度までに 15% の達成を目指し取組を進めているところです（図表 35：参考指標 7）。

③教育分野

島根県において、公立学校における女性管理職の割合（全校種）は、校長で 10.3%（全国 17.7%）、教頭・副校長で 18.7%（全国 24.1%）と増加傾向にあるものの、いずれも全国平均を下回っています（図表 35：参考指標 10、11）。

④民間企業分野

島根県において、係長以上の役職に女性を登用している事業所の割合は 66.9%、係長以上の役職への女性の登用割合は 18.4% となっています（図表 35：参考指標 12、13）

【図表 35】

	参考指標	島根県	全国	出典
1	都道府県議会議員に占める女性議員の割合	8.6% (全国 31 位)	11.5%	総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」 (R2.12.31 現在)
2	市区議会議員に占める女性議員の割合	11.5% (全国 37 位)	16.8%	
3	町村議会議員に占める女性議員の割合	4.8% (全国 46 位)	11.3%	

【図表 35 の続き】

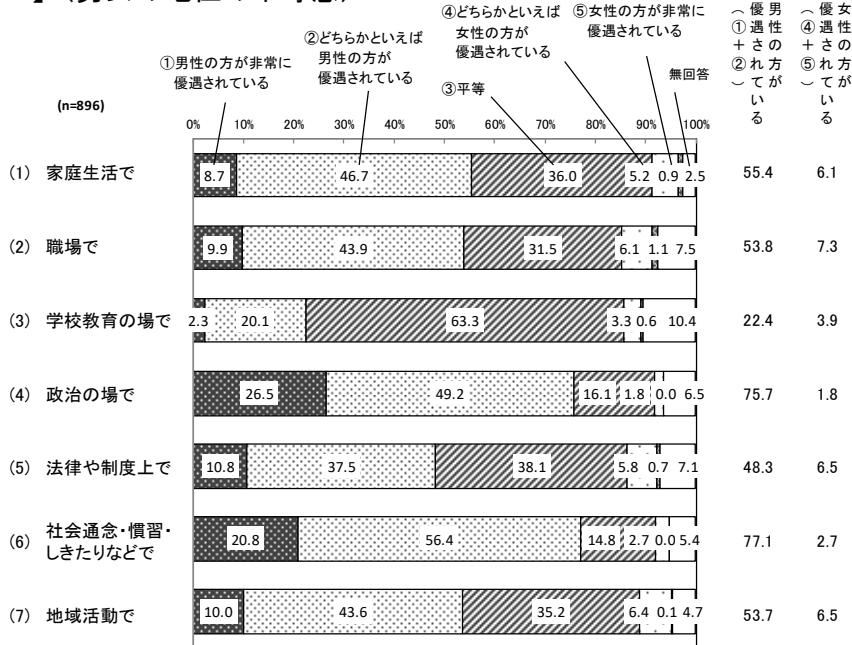
	参考指標	島根県	全国	出典
4	女性議員がゼロの市町村議会	4 町	—	島根県女性活躍推進課調査 (R3. 4. 1 現在)
5	都道府県の審議会等委員に占める女性の割合	47.0% (全国 4 位)	37.5%	内閣府「令和 3 年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(原則 R3. 4. 1 現在)
6	市区町村の審議会等委員に占める女性の割合	26.5% (全国 39 位)	29.7%	
7	県職員の管理職に占める女性の割合 (病院職員、教育職員、警察職員を除く)	13.0%	—	島根県人事課調査 (R3. 4. 1 現在)
8	都道府県職員の管理職に占める女性の割合 (教育職員を除く)	14.0% (全国 10 位)	11.8%	内閣府「令和 3 年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(原則 R3. 4. 1 現在)
9	市区町村職員の管理職に占める女性の割合	22.3% (全国 7 位)	16.5%	
10	公立学校における女性管理職の割合 全校種 校長 (小学校、中学校・義務教育学校、高等学校・中等教育学校、特別支援学校)	10.3%	17.7%	文部科学省「令和 2 年度公立学校教職員の人事行政状況調査」 (R3. 4. 1 現在)
11	公立学校における女性管理職の割合 全校種 副校長・教頭 (小学校、中学校・義務教育学校、高等学校・中等教育学校、特別支援学校)	18.7%	24.1%	
12	係長以上の役職に女性を登用している事業所の割合	66.9%	—	島根県「令和 2 年度島根県労務管理実態調査」(R2. 9. 30 現在)
13	係長以上の役職への女性の登用割合	18.4%	—	

(2) 社会全体における意識

令和元年意識実態調査では、「家庭生活」、「職場」、「学校教育」、「政治」、「法律や制度上」「社会通念・慣習・しきたりなど」、「地域活動」の 7 つの分野における男女の地位の平等感を調査しています。これにより、次のことが分かっています。

- 男女の平等感について、「平等」とする回答が高い分野は「学校教育の場」であり、63.3%ですが、それ以外の分野ではいずれも「平等」とする意識は低く、「男性の方が優遇されている (計)」が高くなっています。特に「社会通念・慣習・しきたりなどで」の分野では、77.1%が「男性の方が優遇されている (計)」となっています (図表 36)。
- すべての分野において、「平等」とする回答は男性の方が女性を上回っていて、男女差の大きい分野は「法律や制度上で」24.2 ポイント差 (男性 51.7%、女性 27.5%)、「家庭生活で」16.2 ポイント差 (男性 44.9%、女性 28.7%)、「政治の場で」13.9 ポイント差 (男性 24.0%、女性 10.1%) となっています (図表 37)。
- 男女の地位が平等だと思う人の割合 (7 分野平均) は 33.6% であり、「第 3 次島根県男女共同参画計画」(以下、県 3 次計画) の目標値 (40%) には届いていません。

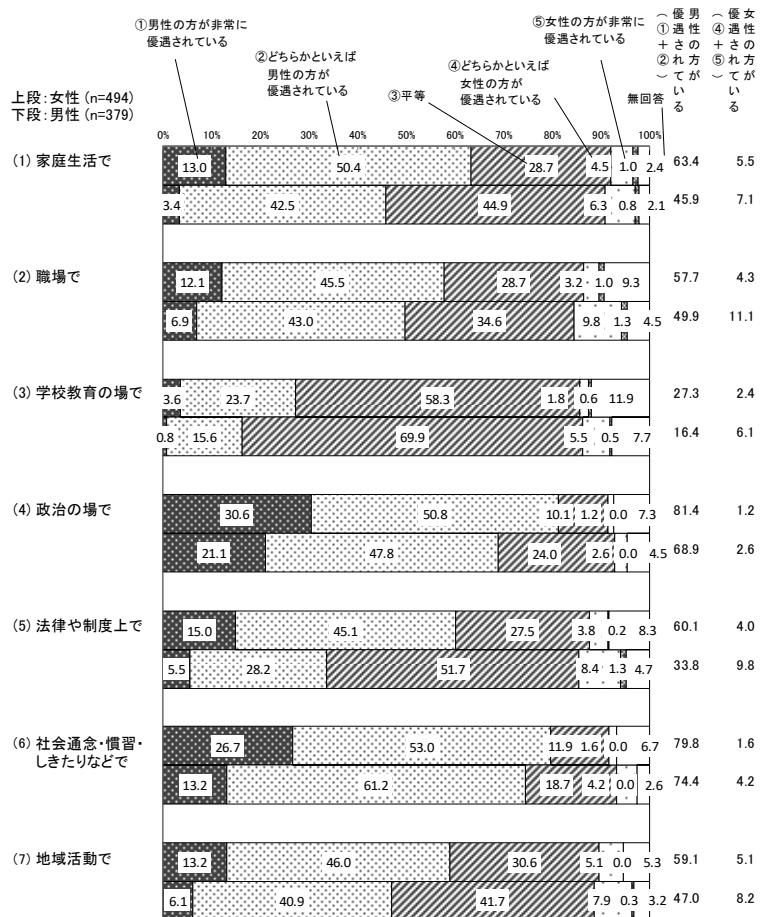
【図表 36】(男女の地位の平等感)



資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

(注) 小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示。構成比を合計しても 100%とならないことがある。また、各項目の合計値が右欄の合計値と合致しないことがある。

【図表 37】(男女の地位の平等感・男女別)



資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

(注) 小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示。構成比を合計しても 100%とならないことがある。また、各項目の合計値が右欄の合計値と合致しないことがある。

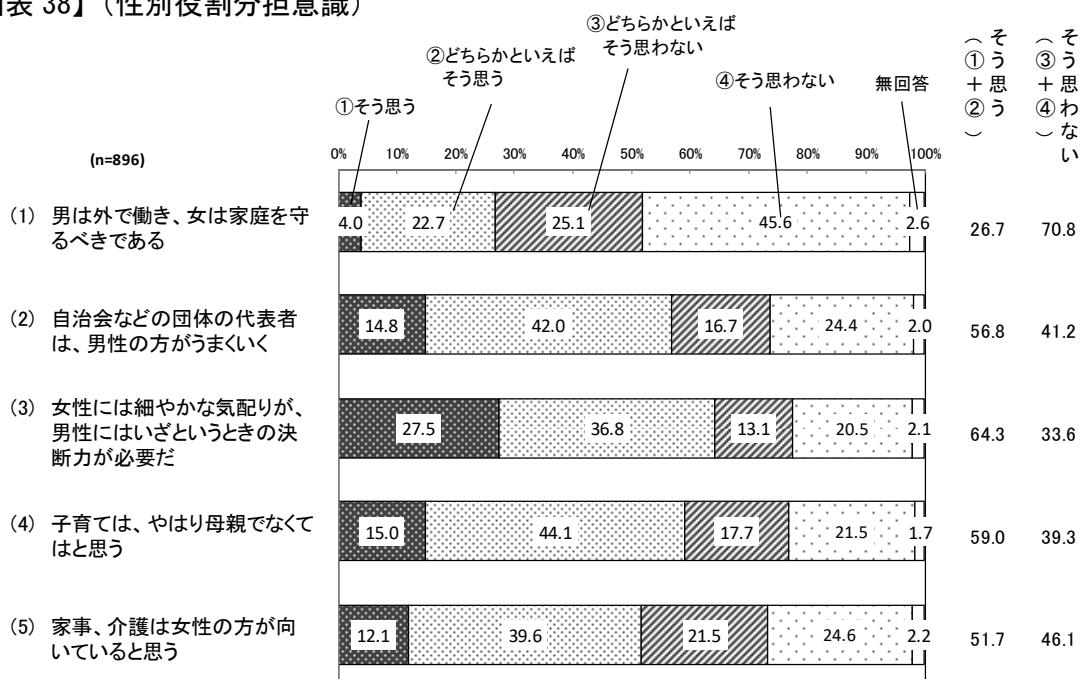
また、性別役割分担意識についても調査を行っており、次のことが分かっています。

- 典型的な性別役割分担意識を示す「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考えに否定的な回答は70.8%で7割を超えていました（図表38）。
- それ以外の4つの事柄については、肯定的（計）>否定的（計）で、肯定派がいまだ過半数を占めています（図表38）。

加えて、「男は外で働き、女は家庭を守る」というような固定的な性別役割分担の考え方については、施策の進捗状況を図るために、毎年実施している島根県政世論調査においても調査を実施しています。過去10年の島根県政世論調査によると、固定的な性別役割分担意識に否定的な人の割合が徐々に向上しており、社会全体として固定的な性別役割分担意識の一定の解消が図れていることが分かりますが、県3次計画における目標値82%には届いていません（図表39）。

このように、長年にわたり人々の中に形成された性別に基づく固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識な思い込み（アンコンシャス・バイアス）⁵が依然として存在しています。そのため、これらの解消に向けて、引き続き意識啓発や理解促進を図っていく必要があります。

【図表38】（性別役割分担意識）

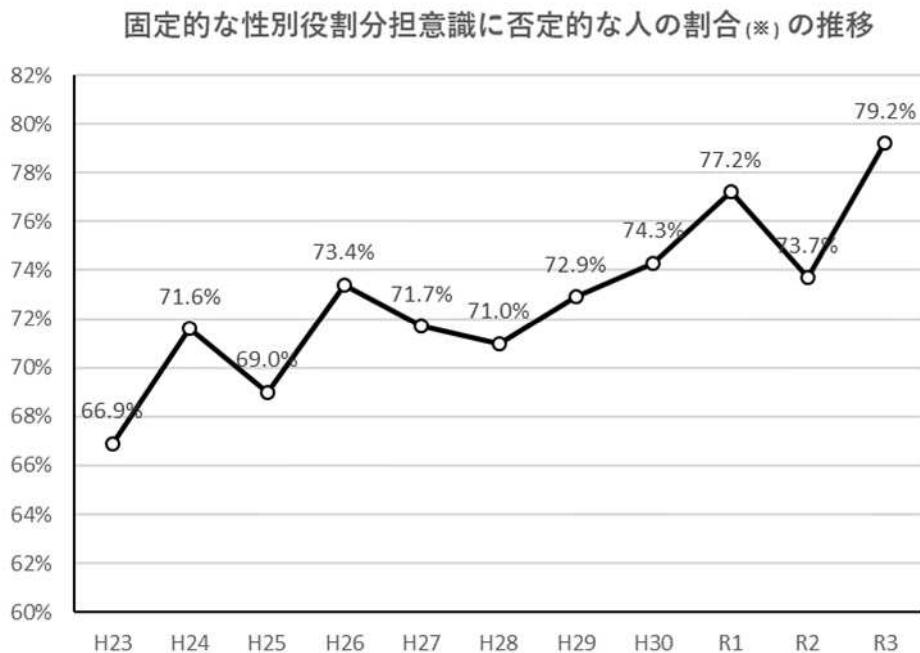


資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

（注）小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示。構成比を合計しても100%とならないことがある。
また、各項目の合計値が右欄の合計値と合致しないことがある。

⁵ 無意識な思い込み（アンコンシャス・バイアス）：誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にしきこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

【図表 39】(性別役割分担意識)



資料：島根県政世論調査

※ 「男は外で働き、女は家庭を守る」というような、固定的な性別による役割分担の考え方について、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた人の割合

(3) 地域・農山漁村における男女共同参画

①自治会、公民館、PTA

地域においては、自治会、公民館、PTAなど、地域の助け合いや絆、古き良き人間関係などの内で、人々が安全安心な生活を暮らすために必要不可欠なものです。しかしながら、女性の参画という視点で見てみると、自治会長、公民館長、学校のPTA会長に占める女性の割合は、自治会長3.8%（全国30位）、公民館長8.0%、小学校PTA会長10.9%、中学校PTA会長12.8%、県立高等学校PTA会長2.8%となっており、それぞれ大多数が男性となっており、地域における女性の参画は依然として進んでいない状況にあります（図表40：参考指標1～3）。自治会副会長、PTA副会長における女性の割合については、いずれも会長よりも副会長で割合が高く、特に小学校・中学校におけるPTAの副会長の割合が高くなっています。（図表40：参考指標1、3）。

また、令和元年意識実態調査によると、地域活動における男女の地位の平等感については、男性のほうが優遇されているという回答が53.7%となっています（図表36）。

そのため、今後も固定的な性別役割分担意識の解消と地域における女性の参画を促進していく必要があります。

②農林水産業

平成27年国勢調査によると、島根県の第1次産業従事者に占める女性の割合は35.4%となっており、農林水産業において、女性は大きな役割を担っています。

一方で、農業委員をはじめ、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員に占める女性の割合は依然として低い状況にあります。（図表40：参考指標4～7）

家族経営協定⁶を締結している農家数は、平成21年度以降増加を続けており、令和3年3月31日現在で216戸となっています（図表40：参考指標8）。

今後も、農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画はもとより、女性の経済的地位の向上や農業経営への女性の参画を促進していく必要があります。

【図表40】

	参考指標		島根県	全国	出典
1	自治会役員に占める女性の割合	会長	3.8% (全国30位)	6.3%	内閣府「令和3年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(原則R3.4.1現在)
		副会長	12.7%	—	島根県女性活躍推進課調査 (原則R3.4.1現在)
2	公民館長に占める女性の割合		8.0%	—	島根県女性活躍推進課調査 (原則R3.4.1現在)
3	PTA役員に占める女性の割合	小学校 会長	10.9%	—	島根県女性活躍推進課調査 (R3.7.1現在)
		副会長	39.4%	—	
		中学校 会長	12.8%	—	
		副会長	34.5%	—	
		県立高等 学校 会長	2.8%	—	
		副会長	25.0%	—	
4	農業委員に占める女性の割合		12.5% (全国25位)	12.3%	農林水産省「令和2年度農業委員への女性の参画状況」(R2.10.1現在)
5	農業協同組合の役員に占める女性の割合		10.9%	8.4%	【島根県値】 島根県農林水産総務課調査 (R3.10.1現在) 【全国値】 農林水産省「令和元事業年度農業協同組合及び同連合会一斉調査」 (R元.10.1現在)
6	森林組合の役員に占める女性の割合		1.2% (全国9位)	0.5%	林野庁「令和元年度森林組合統計」 (R2.3.31現在)
7	漁業協同組合の役員に占める女性の割合		0%	0.4%	水産庁「令和年度水産業協同組合統計表」(R2.3.31現在)
8	農家における家族経営協定締結数		216戸	59,162戸	農林水産省「令和3年家族経営協定に関する実態調査」(R3.3.31現在)

⁶ 家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

(4) 防災における男女共同参画

近年、全国各地において、地震、津波、風水害等の大規模な自然災害が発生しており、島根県においても、島根県西部を震源とする地震、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨、令和3年7月及び8月の大雨などにより、大きな被害が発生しています。東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されていないといった課題が生じていたことが指摘されています。

そのため、防災に関する政策・方針決定過程と防災の現場における女性の参画拡大や、指定避難所の運営における女性の参画の推進等に向けて、取組を強化していく必要があります。

島根県においても、県防災会議の女性委員の割合が40.3%（全国3位）で高い一方で、市町村防災会議の女性委員の割合が9.5%（全国23位）、消防団員に占める女性の割合が2.3%（全国35位）、消防吏員に占める女性の割合が1.5%（全国40位）という状況にあり、地域の防災力強化に向けて、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組を進め必要があります（図表41：参考指標1～5）。

【図表41】

	参考指標	島根県	全国	出典
1	都道府県防災会議の女性委員の割合（会長を含む）	40.3% (全国3位)	16.1%	内閣府「令和3年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（原則R3.4.1現在）
2	市区町村防災会議の女性委員の割合（会長を含む）	9.5% (全国23位)	9.3%	
3	市区町村防災会議において女性委員が登用されていない市区町村数	4町	328自治体	
4	消防団員に占める女性の割合	2.3% (全国35位)	3.3%	消防庁「令和2年度消防防災・震災対策現況調査」（R2.4.1現在）
5	消防吏員に占める女性の割合	1.5% (全国40位)	3.0%	

(5) 男女間におけるあらゆる暴力をめぐる現状と課題

男女間におけるあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、社会全体として取り組むべき問題です。その予防と被害者的人権の回復に向けた取組を進め、暴力の根絶を図る必要があります。

暴力には、DV、性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなど、様々な形態があります。また、近年では情報通信技術（ICT）の進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の被害は一層多様化しています。

島根県女性相談センターにおける女性相談の件数は、例年3,500件を超え、そのうちDVを主訴とする相談は500件程度と依然高い状況にあります（図表42）。

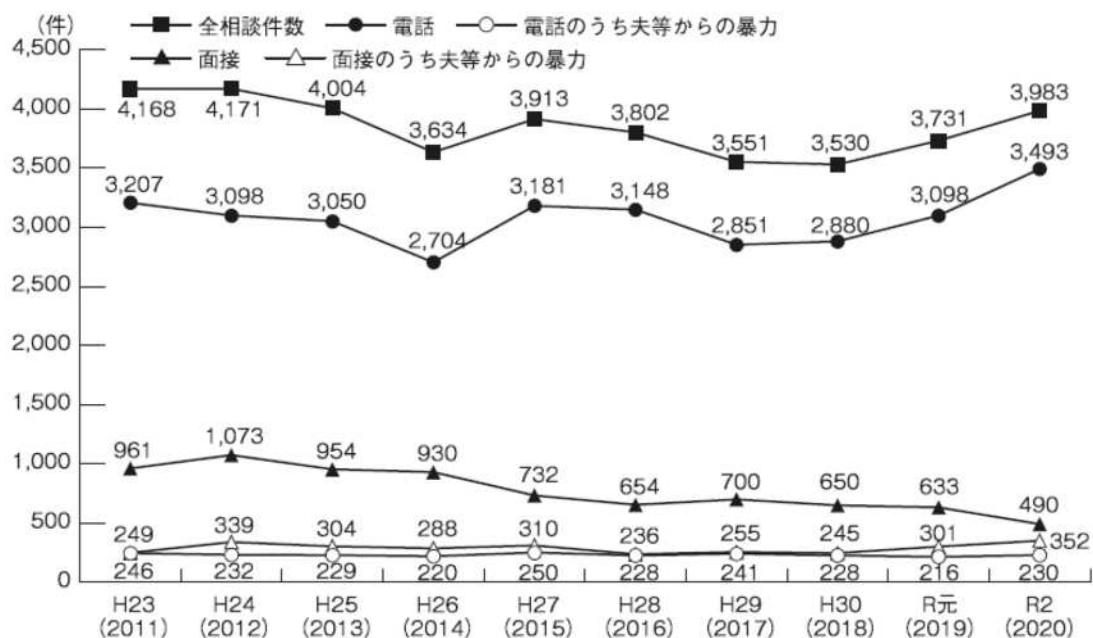
令和2年度に受け付けた相談内容を主訴別に見ると、夫婦間の問題（「夫等からの暴力」「夫等の薬物中毒・酒乱」「離婚問題」「夫等その他の理由」）は全体の47.4%、DVの割合は全体の14.6%を占めています（図表43）。

全国的には、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛や生活不安などの影響により、

D V相談件数が増加しています。島根県においては、新型コロナウイルス感染症の明確な影響は窺えませんが女性相談件数は増加傾向にあり、今後もその影響を注視していく必要があります。

D Vを含むあらゆる暴力の根絶に向けて、幼少期からの人権教育や若年層に対する暴力の予防教育、広く県民に対してD Vについての正しい認識を深めるための普及啓発等を行い、「暴力を許さない」という意識啓発や社会全体の気運醸成を図るとともに、被害者の多様なニーズに応じたきめ細かな支援体制の充実など、社会環境の整備に努める必要があります。

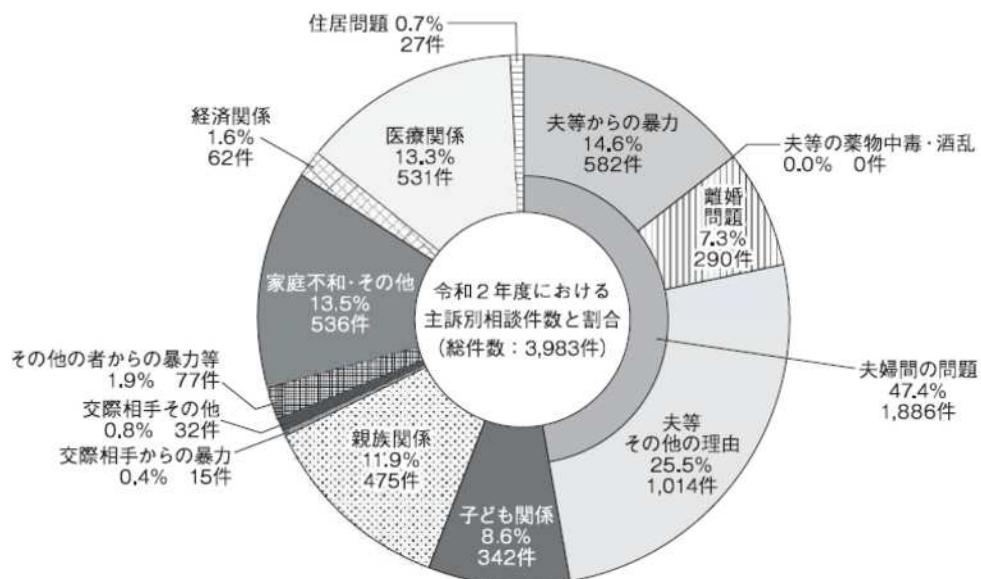
【図表42】(女性相談の件数)



注 女性相談センター等、県の女性相談窓口で受け付けた件数である。

資料：島根県女性相談センター調査

【図表43】(女性相談の主訴別相談状況)



資料：島根県女性相談センター調査

(6) 健康をめぐる現状と課題

生涯にわたり、生き生きと健康で暮らすことは、県民誰もの願いです。また、男女がお互いに身体的性差を十分に理解し、人権を尊重し、思いやりを持つことは男女共同参画社会の形成の前提となります。

特に、女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、妊娠・出産など生涯を通じて男性とは異なった身体の変化や、女性特有の病気などの健康上の問題に直面する可能性があります。そのため、男女がともに、思春期、成人期、中高年齢期など、人生の各段階に応じた健康の保持増進を進めていくことが重要です。

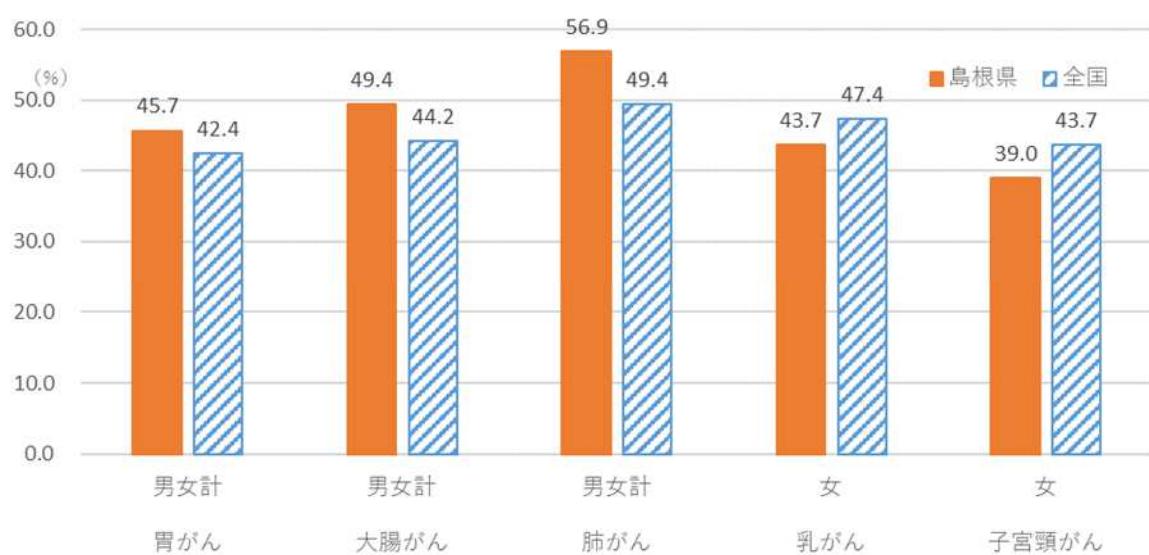
また、妊娠・出産に関しては、妊娠期からの切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、若年層からの「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ⁷）」の視点に基づく、命の大切さや正しい性知識の教育・意識啓発などの取組を進める必要があります。

本県の死亡原因の第1位となっているがんについては、死亡率の低減につなげるため、がん検診を適切な体制の下で実施するとともに、受診率向上対策を行うことが重要です。がん検診受診率は、5つのがん種の中でも女性に特有な乳がんや子宮頸がんが低く、特に受診啓発に努める必要があります（図表44、図表46：参考指標3、4）。

また、がんの性別年齢階級罹患率をみると、男性では45歳頃、女性では35歳頃から増加はじめ、がんと診断された人の約3割は働き盛り世代（20～64歳）です（図表45）。この世代は仕事だけでなく子育ても担っており、がんに罹患した場合には社会的にも家庭的にも影響が大きいことから、働き盛り世代の受診率向上の取組が必要です。

【図表44】

がん検診受診率（令和元（2019）年、40～69歳（子宮頸がんのみ20～69歳））



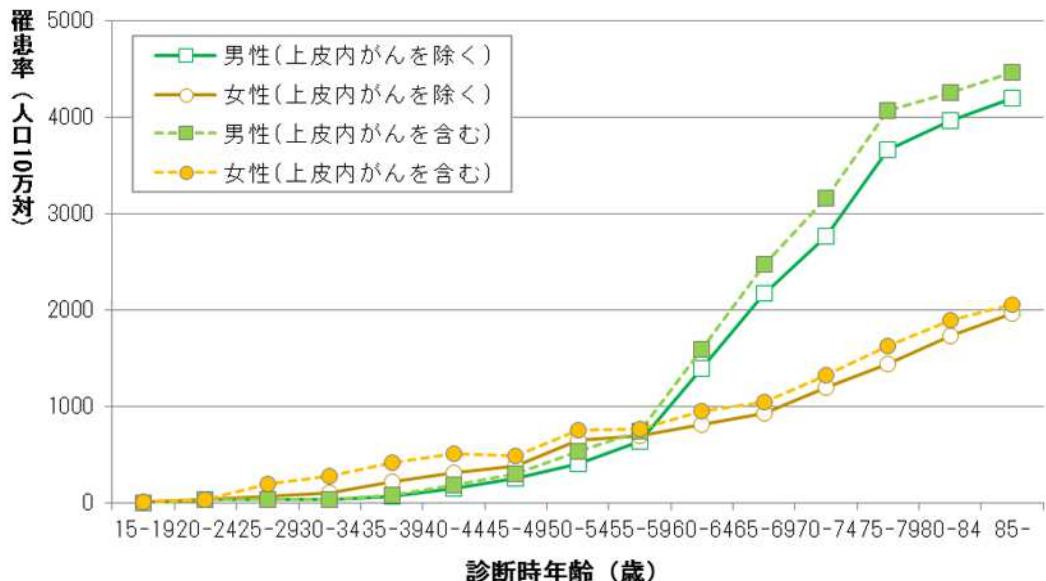
資料：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」

⁷ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

【図表 45】

性別・年齢階級別がん罹患率（島根県）



資料：島根県のがん登録 H29（2017）年集計

【図表 46】

	参考指標	島根県	全国	出典
1	健康寿命（65 歳平均自立期間）	男性 17.86 年 女性 21.17 年	—	島根県健康指標データベースシステム (SHIDS) 平成 26 年～30 年の 5 年平均値
2	平均寿命	男性 81.22 歳 女性 87.99 歳	男性 81.1 歳 女性 87.1 歳	【島根県値】 島根県健康指標データベースシステム (SHIDS) 【全国値】 国民健康保険中央会 令和 3 年 7 月
3	乳がん検診の受診率（40～69 歳／過去 2 年間）	43.7%	47.4%	厚生労働省「2019 年国民生活基礎調査」
4	子宮頸がん検診の受診率（20～69 歳／過去 2 年間）	39.0%	43.7%	
5	10 代の人工妊娠中絶実施率（15～19 歳女子人口千対）	2.9	3.8	厚生労働省「令和 2 年度衛生行政報告例」

(7) 誰もが安心して暮らせる環境の整備をめぐる現状と課題

①ひとり親家庭

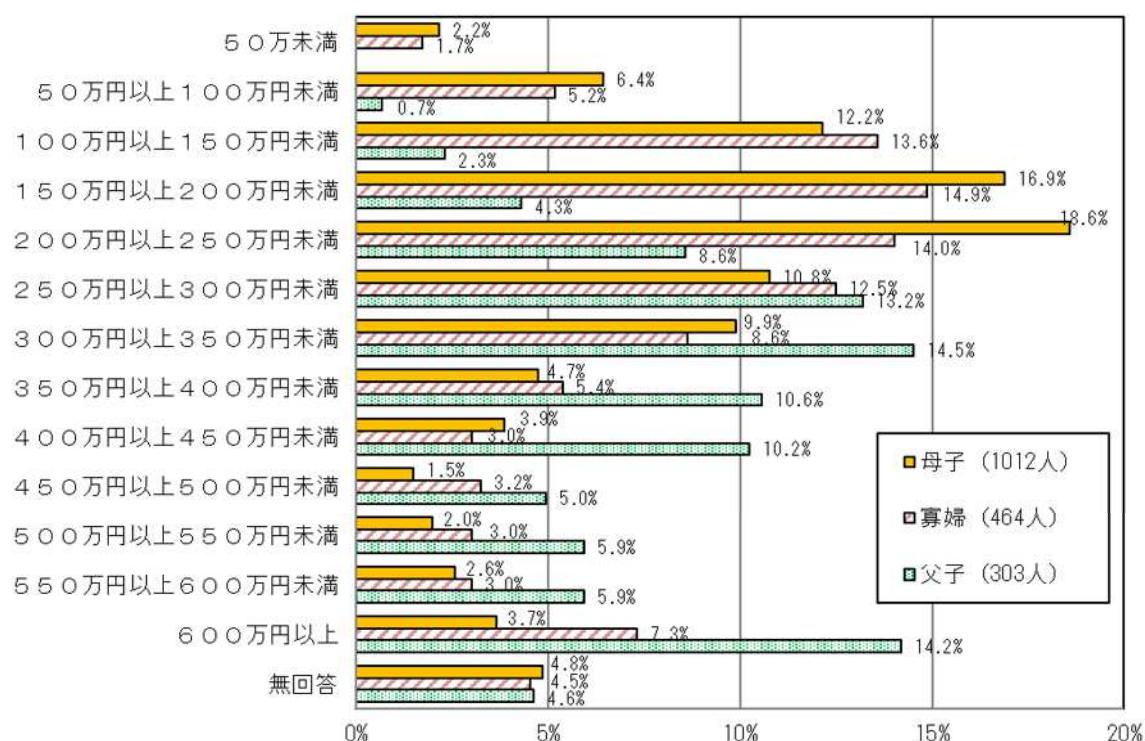
ひとり親家庭は、生計のみならず家事、育児等の全てを大人一人で担っており、経済、教

育、健康面などで大きな不安や負担を抱えています。特に母子家庭においては、非正規雇用の割合が高く、不安定な雇用形態にある者が多いため、約 37.7% の世帯が年収 200 万円未満となっています（図表 47）。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、家事や育児の負担が増加する一方、就業先の営業自粛や時間短縮により収入が減少するなど、ひとり親家庭はより深刻な影響を受けていることが懸念されています。

こうした状況にあるひとり親家庭の自立の促進と生活の安定を図るため、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など、総合的な支援を行っていく必要があります。

また、ひとり親家庭の子どもが、進学の機会や学習への意欲を減少させることがないよう、子どもへの学習支援等を推進し、貧困の連鎖を防止するための取組を進めていくことが重要です。

【図表 47】（ひとり親世帯の年間総収入）



資料：島根県「平成 30 年度島根県ひとり親家庭等実態調査」

② 様々な困難を抱える女性

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、孤独・孤立状態で不安や課題を抱える人が増加しており、孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復できるよう身近な相談機関などに繋げ、必要な支援や自立に繋げることが求められています。

そのため、様々な困難や不安を抱える女性に寄り添う、多様な支援の必要性が高まっています。

③ 高齢者

本県の年齢別人口割合は、3人に1人が高齢者（65歳以上）であり、今後もその割合は上昇していくことが見込まれています。

人生 100 年時代を見据え、高齢者がいきがいを持って地域の担い手として活躍できるよう、その環境づくりを進めていく必要があります。

また、高齢者が生涯を通じて住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される仕組みづくり（地域包括ケアシステム）を進めていく必要があります。

④障がい者、外国人、L G B T⁸等、その他の人権課題

障がいがあること、外国人であること、ルーツが外国であること、L G B T等であること、同和問題（部落差別）に関することなどを理由に、社会的な困難を抱えている人がいます。こうした困難に加えて、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を背景に、更に複合的に困難な状況に置かれています。

そのため、様々な人権課題についての理解を広め、社会全体で多様性や人権を尊重する環境づくりを進めていく必要があります。

⁸ L G B T L G B Tとは、下記の頭文字を取って組み合わせたもの。

L：女性の同性愛者（Lesbian：レズビアン）

G：男性の同性愛者（Gay：ゲイ）

B：両性愛者（Bisexual：バイセクシュアル）

T：体と心の性が一致していないため身体に違和感を持ったり、心の性と一致する性別で生きたいと望む人（Transgender：トランスジェンダー）

第3章 計画の内容

1 島根県が目指す男女共同参画社会

男女共同参画社会の形成を進める上での理念を共有するため、目指す姿を第3次島根県男女共同参画計画が掲げる姿を承継しつつ、新しい視点や施策の方向性を踏まえ、次のように描きます。

すべての女性が 自分らしくきらめく島根

～認め合い 高め合い ベストバランスで暮らす新たな時代へ～

多様な価値観を認め合い、性別にかかわりなく誰もが、仕事と生活などそれぞれの最適バランスで、自分らしくいきいきと暮らし続けられる島根

[家庭では]

家事、育児、介護などを家族みんなで協力し合いながら、笑顔で暮らしています。

[地域では]

誰もが地域活動やボランティア活動などに積極的に参加し、お互いが支え合いながら、安心して暮らしています。

[職場では]

働きやすい職場環境が整備され、一人ひとりが個性や能力をしっかりと発揮しながら、いきいきと働いています。

[学校では]

お互いの個性を認め合う、心豊かな子どもたちが育っています。

2 計画の基本目標

本県における男女共同参画の現状や課題を踏まえ、男女共同参画の推進に向けた施策を総合的、計画的に展開するため、次の3つの基本目標を定めました。

また、それぞれの基本目標には、数値目標を定めました。

基本目標Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる（女性活躍の推進）

女性活躍推進法等に基づく積極的改善措置（ポジティブ・アクション）⁹の実行や働き方改革等の推進を通じて、男女間格差の改善や女性の能力発揮の促進が少しづつ図られてきているものの、まだ十分な状況には至っていません。

そのため、仕事や地域活動など、あらゆる分野において、女性一人ひとりが、本人の希望に応じ個性や能力を十分発揮しながら活躍できる環境づくりを進めます。

⁹ 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう（男女共同参画社会基本法第2条第2号）。また、同法第8条は、国の責務として、国が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する旨、規定されている。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実に存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するために積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入が必要となる。

また、子育て・介護支援や働き続けやすい職場環境づくりの推進などにより、子育てや介護をしている誰もが安心して家庭や仕事とも調和のとれた充実した生活が送られる社会を目指した取組を推進します。

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる

社会のしきたりや慣習などは、それぞれの目的や経緯を持って作られてきたものですが、そこには固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）等を反映したものがいまだに多く見られます。

そのため、子どもから大人まで様々な世代において、固定的な性別役割分担意識を植え付けず、また押しつけない取組、男女双方の意識を変えていく取組を通して、男女共同参画を推進します。

基本目標Ⅲ 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる

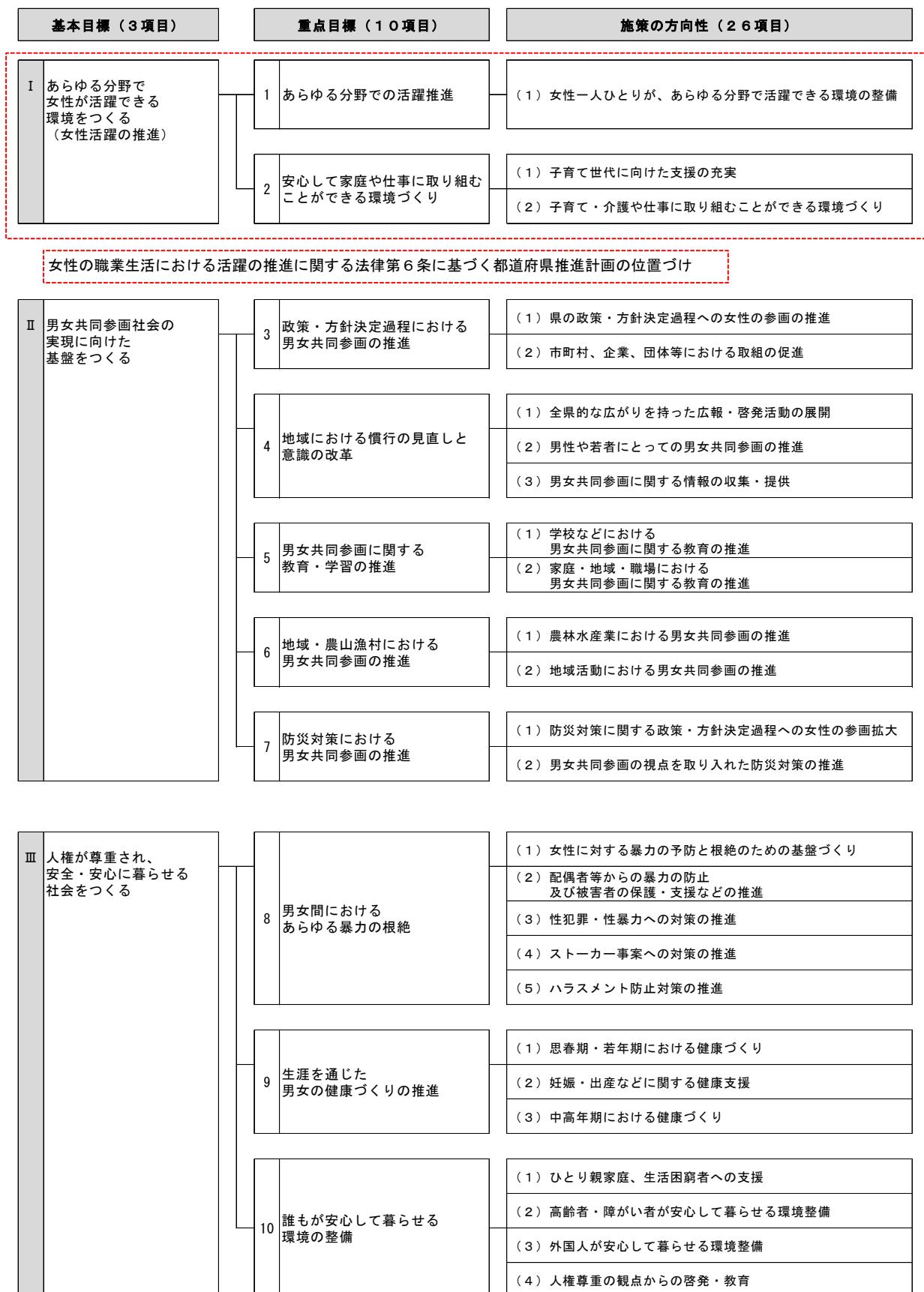
男女間におけるあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現していく上で、あらゆる暴力の根絶に向けた取組は必要不可欠なことです。

また、人生 100 年時代を見据え、誰もが生涯にわたって健康を享受するためには、男女がお互いの身体的特質を理解し、支え合いながら生きていくよう、生涯を通じた健康の保持増進のための環境づくりを進める必要があります。

加えて、様々な困難な状況に置かれている人々が、安心して生活することができる環境づくりを進めます。

3 施策体系

基本目標には、それぞれ重点目標を定め、施策の推進を図ります。



4 数値目標

下表のとおり数値目標を設定します。目標値は原則として令和8年度時点の数値としますが、調査年度を踏まえた目標値は括弧書きの時点の年度を目標値とします。

基本目標	項目	直近値 (R3)	目標値 (R8)	単位	計上分類	把握方法	担当課
I あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる（女性活躍の推進）	1 女性就職相談窓口を利用した女性の就職者数 【当該年度4月～3月】	244 (R2)	265	人	単年度値	島根県女性活躍推進課調査	女性活躍推進課
	2 係長以上の役職への女性の登用割合 【当該年度9月時点】	18.4 (R2)	30.0	%	単年度値	島根県「労務管理実態調査」（3年に1回実施。R5、R8年度調査予定）	
	3 しまね女性の活躍応援企業登録企業数 【当該年度3月時点】	288 (R2)	625	社	累計値	島根県女性活躍推進課調査	
	4 こっころカンパニー認定企業数 【当該年度3月時点】	368 (R2)	560	社	累計値		
	5 子育てに関するサービスが整っていると回答した人の割合 【当該年度8月時点】	69.8	80.0	%	単年度値	島根県「県政世論調査」	子ども・子育て支援課
	6 男性の育児休業制度を利用した割合 【当該年度9月時点】	2.5 (R2)	30.0	%	単年度値	島根県「労務管理実態調査」（3年に1回。R5、R8年度調査予定）	女性活躍推進課
	7 女性が働き続けやすいと感じる女性の割合 【当該年度8月時点】	40.5	50.0	%	単年度値	島根県「県政世論調査」	
II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる	8 県の審議会等への女性の参画率 【当該年度4月時点】	47.0	50.0	%	単年度値	島根県女性活躍推進課調査	女性活躍推進課
	9 県職員の管理職に占める女性の割合 ※1 【当該年度4月時点】	13.0	15.0 (R6) ※2	%	単年度値	島根県人事課調査	人事課
	10 男女の地位が平等だと思う人の割合（7分野平均）※3 【当該年度7月～9月時点】	33.6 (R元)	40.0 (R7)	%	単年度値	島根県「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」(R7年度調査予定)	女性活躍推進課
	11 固定的な性別役割分担意識に否定的な人の割合 ※4 【当該年度8月時点】	79.2	88.0	%	単年度値	島根県「県政世論調査」	
	12 農業委員に占める女性の割合 【当該年度10月時点】	12.5 (R2)	30.0	%	単年度値	農林水産省「農業委員への女性の参画状況」	農業経営課
	13 農業協同組合の役員に占める女性の割合 【当該年度10月時点】	10.9	15.0	%	単年度値	島根県農林水産総務課調査	農林水産総務課
	14 家族経営協定締結数 【当該年度3月時点】	216 (R2)	221	戸	累計値	農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」	農業経営課
	15 しまね女性ファンドの採択件数のうち、新規の活動に係る件数 【当該年度4月～3月】	98 (H28～R3) ※6年間	100 (R4～8)	件	累計値	島根県女性活躍推進課調査	女性活躍推進課
	16 県防災会議の女性委員の割合 (会長を含む) 【当該年度4月時点】	40.3	50.0	%	単年度値	島根県女性活躍推進課調査	防災危機管理課

基本目標	項目		直近値 (R3)	目標値 (R8)	単位	計上分類	把握方法	担当課
Ⅲ 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる	17	学校におけるデータDV等に関する予防教育の実施率 【当該年度4月～3月】	— ※5	80.0	%	単年度値	島根県青少年家庭課調査	青少年家庭課
	18	DV被害者が相談した割合 【当該年度7月～9月時点】	— ※6	60.0 (R7)	%	単年度値	島根県「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」(R7年度調査予定)	
	19	妊娠初期（妊娠11週以下）からの妊娠届出率 【当該年度4月～3月】	89.4 (R元)	95.0 (R7)	%	単年度値	厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」	健康推進課
	20	健康長寿しまねの県民運動参加者数（延べ人数） 【当該年度4月～3月】	167,512 (R2)	305,171	人	単年度値	島根県健康推進課調査	
	21	乳がん検診受診率 【当該年度6月時点】	43.7 (R元)	50.0 (R7)	%	単年度値	厚生労働省「国民生活基礎調査」(大規模調査)（3年に1回。R4、R7年度調査予定）	
	22	子宮がん（頸部）検診受診率 【当該年度6月時点】	39.0 (R元)	50.0 (R7)	%	単年度値	厚生労働省「国民生活基礎調査」(大規模調査)（3年に1回。R4、R7年度調査予定）	
	23	県が実施する就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合 【当該年度3月時点】	87.5 (R2)	80.0 ※7	%	単年度値	島根県青少年家庭課調査	青少年家庭課
	24	人権に配慮する人が増えたと思う人の割合 【当該年度8月時点】	47.3	55.0 ※8	%	単年度値	島根県「県政世論調査」	人権同和対策課

※1 病院職員、教育職員、警察職員を除く

※2 令和7年度以降の目標値については、令和6年度中の島根県特定事業主行動計画（計画期間：令和2～6年度）の改定に際して改めて設定

※3 7分野とは、「家庭生活」、「職場」、「学校教育の場」、「政治の場」、「法律や制度」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「地域活動」のこと。実態調査において、分野ごとに男女の地位の平等感について調査

※4 調査で「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方に対する割合

※5 現状の参考値：令和2年12月青少年家庭課調査の数値（県内の中学校、高等学校・高等専門学校、特別支援学校において、データDV・性被害予防等の性に関する指導を実施している学校数の割合が54.7%）

※6 現状の参考値：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書（平成30年3月）」DV被害経験者のうち「相談した」割合が47.1%（女性57.6%、男性26.9%）

※7 算出根拠となるひとり親世帯の新規求職者等の人数（分母）と就職者等の人数（分子）が年度によって大きく変動する。そのため、新規求職者等の人数（分母）の裾野を広げていきながら、就職する方の割合が目標値を超えるよう支援することとし、目標値（80.0%）は直近値を下回る数値に据え置く。

※8 令和5年度に目標値を50.0%から55.0%に変更

5 参考指標

社会全体で男女共同参画の推進状況を測る目安として経年変化を把握するため、下表のとおり参考指標を設定します。

基本目標	項目	H27 年度 島根県	最新値 島根県	最新値 全国	単位	計上分類	把握方法
I あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる（女性活躍の推進）	1 就業者総数に占める女性の割合 【当該年度 10月時点】	45.5 (H27)	45.5 (H27)	43.9 (H27)	%	単年度値	総務省「国勢調査」 (5年に1回)
	2 女性の労働力率 【当該年度 10月時点】	51.2 (H27)	51.2 (H27)	50.0 (H27)	%	単年度値	
	3 生産年齢人口（15～64歳）における女性の労働力率 【当該年度 10月時点】	74.6 (H27)	74.6 (H27)	67.3 (H27)	%	単年度値	総務省「国勢調査」 (5年に1回) より作成
	4 女性の正規の職員・従業員の割合 【当該年度 10月時点】	52.1 (H27)	52.1 (H27)	45.5 (H27)	%	単年度値	
	5 男女間の賃金格差 (男性一般労働者の所定内給与額を100としたときの女性一般労働者の所定内給与額) 【当該年度 6月時点】	78.7 (H27)	79.2 (R2)	74.3 (R2)	%	単年度値	
	6 一般労働者の平均勤続年数 【当該年度 6月時点】	男性 12.9 女性 10.2 (H27)	男性 13.3 女性 11.1 (R2)	男性 13.4 女性 9.3 (R2)	年	単年度値	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
	7 管理的職業従事者（会社管理職、管理的公務員等）に占める女性の割合 【当該年度 10月時点】	11.4 (H24)	15.2 (H29)	14.8 (H29)	%	単年度値	
	8 係長以上の役職に女性を登用している事業所の割合 【当該年度 9月時点】	60.9 (H26)	66.9 (R2)	—	%	単年度値	
	9 育児をしている女性の有業率 【当該年度 10月時点】	74.3 (H24)	81.2 (H29)	64.2 (H29)	%	単年度値	
	10 M字型カーブの窪みの浅さ 【当該年度 10月時点】	3.6 (H27)	3.6 (H27)	8.7 (H27)	ポート	単年度値	
	11 夫婦共働き世帯の割合 【当該年度 10月時点】	54.7 (H24)	55.5 (H29)	48.8 (H29)	%	単年度値	総務省「就業構造基本調査」(5年に1回)
	12 産前・産後サポート事業実施市町村数 【当該年度 4月～3月】	—	6 (R2)	—	自治体	累計値	
	13 産後のケア事業実施市町村数 【当該年度 4月～3月】	—	15 (R2)	—	自治体	累計値	
	14 こっころ事業の協賛店数 【当該年度 3月時点】	2,532 (H27)	2,188 (R2)	—	店	累計値	
	15 保育所待機児童数（4月1日時点） 【当該年度 4月時点】	46 (H27)	1 (R3)	—	人	単年度値	島根県子ども・子育て支援課調査

基本目標	項目		H27 年度 島根県	最新値 島根県	最新値 全国	単位	計上分類	把握方法
I の 続々 あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる（女性活躍の推進）	16	保育所待機児童数（10月1日時点） 【当該年度10月時点】	148 (H27)	3 (R3)	—	人	単年度値	島根県子ども・子育て支援課調査 島根県「労務管理実態調査」（3年に1回）
	17	放課後児童クラブ受入れ可能児童数 【当該年度5月時点】	—	10,553 (R3)	—	人	単年度値	
	18	19時まで開所している放課後児童クラブ数（箇所） 【当該年度3月時点】	—	75 (R2)	—	箇所	累計値	
	19	長期休業中7時半以前に開所している放課後児童クラブ数（箇所） 【当該年度3月時点】	—	40 (R2)	—	箇所	累計値	
	20	時間単位での年次有給休暇制度を導入している事業所の割合 【当該年度9月時点】	—	35.5 (R2)	—	%	単年度値	
	21	介護休業制度を利用した人がいる事業所の割合 【当該年度9月時点】	2.5 (H26)	4.1 (R2)	—	%	単年度値	
	22	6歳未満の子供を持つ世帯の家事・育児・介護時間 【当該年度10月時点】	男性 96 女性 403 (H23)	男性 69 女性 407 (H28)	男性 83 女性 454 (H28)	分/日	単年度値	総務省「社会生活基本調査」（5年に1回）
	23	65歳以上人口に対する介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の定員数の比	—	2.3 (R2)	1.8 (R2)	%	単年度値	総務省「R2年国勢調査」及び厚生労働省「R2年介護サービス施設・事業所調査」より作成
II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる	24	島根県議会議員の候補者に占める女性の割合 (任期満了に伴う選挙に限る)	8.3 (H27)	8.3 (H31)	—	%	単年度値	島根県選挙管理委員会「選挙の記録(H27・H31)」
	25	都道府県議会議員に占める女性議員の割合 【当該年度12月時点】	8.1 (H27)	8.6 (R2)	11.5 (R2)	%	単年度値	総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」
	26	市区議会に占める女性議員の割合 【当該年度12月時点】	7.1 (H27)	11.5 (R2)	16.8 (R2)	%	単年度値	
	27	町村議会に占める女性議員の割合 【当該年度12月時点】	8.1 (H27)	4.8 (R2)	11.3 (R2)	%	単年度値	
	28	女性議員がゼロの市町村議会 【当該年度4月時点】	4 (飯南町、川本町、美郷町、知夫村) (H27)	4 (飯南町、美郷町、西ノ島町、隠岐の島町) (R3)	—	自治体	単年度値	島根県女性活躍推進課調査
	29	市区町村の審議会等に占める女性の割合 【原則当該年度4月時点】	26.8 (H27)	26.5 (R3)	29.7 (R3)	%	単年度値	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

基本目標	項目		H27 年度 島根県	最新値 島根県	最新値 全国	単位	計上分類	把握方法
男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる IIの続き	30 都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合 【原則当該年度4月時点】	管理職	9.0 (H27)	14.0 (R3)	11.8 (R3)	% 	単年度値 	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
		課長相当職	9.2 (H27)	15.1 (R3)	13.0 (R3)			
		部局長・次長相当職	7.7 (H27)	7.2 (R3)	7.4 (R3)			
	31 市区町村職員の各役職段階に占める女性の割合 【原則当該年度4月時点】	管理職	15.2 (H27)	22.3 (R3)	16.5 (R3)	% 	単年度値 	
		課長相当職	17.7 (H27)	24.9 (R3)	18.4 (R3)			
		部局長・次長相当職	7.6 (H27)	13.4 (R3)	10.7 (R3)			
	32 公立学校における女性管理職の割合 全校種(小学校、中学校・義務教育学校、高等学校・中等教育学校、特別支援学校) 【当該年度4月時点】	校長	10.6 (H27)	10.3 (R3)	17.7 (R3)	% 	単年度値 	文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」
		副校長・教頭	11.3 (H27)	18.7 (R3)	24.1 (R3)			
	33 島根県立大学における女性研究者の割合 【当該年度3月時点】	准教授以上	—	39.8 (R2)	—	% 	単年度値 	島根県立大学調査
		指導的地位(学長、学長代行、副学長、学部長、研究科長、短大部長、別科長)	—	33.3 (R2)	—			
	34 認定農業者数に占める女性の割合 【当該年度3月時点】		2.7 (H27)	2.6 (R元)	5.0 (R元)	% 	単年度値 	農林水産省「農業経営改善計画の営農類型別等認定状況」 (申請者が女性及び夫婦(共同申請))
	35 指導農業士等に占める女性の割合 【島根県値：当該年度4月時点】 【全国値：当該年度7月時点】		19.4 (H27)	13.7 (R3)	27.8 (R2)	% 	単年度値 	【島根県値】 島根県農業経営課調査 【全国値】 農林水産省「普及事業の組織及び運営に関する調査」
	36 基幹的農業従事者に占める女性の割合 【当該年度2月時点】		42.5 (H26)	37.2 (R元)	39.7 (R元)	% 	単年度値 	農林水産省「農林業センサス」(5年に1回)(H21:販売農家、H26:R元:個人経営体)
	37 森林組合の役員に占める女性の割合 【当該年度3月時点】		1.1 (H27)	1.2 (R元)	0.5 (R元)	% 	単年度値 	林野庁「森林組合統計」
	38 林業従事者に占める女性の割合 【当該年度10月時点】		11.1 (H27)	11.1 (H27)	14.3 (H27)	% 	単年度値 	総務省「国勢調査」(5年に1回)
	39 漁協協同組合の役員に占める女性の割合 【当該年度3月時点】		0 (H27元)	0 (R元)	0.4 (R元)	% 	単年度値 	水産庁「水産業協同組合統計表」

基本目標	項目			H27 年度 島根県	最新値 島根県	最新値 全国	単位	計上分類	把握方法	
男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる Ⅱの続き	40	漁業就業者に占める女性の割合 【当該年度 11月時点】			3.1 (H25)	3.1 (H30)	11.5 (H30)	%	単年度値	農林水産省「漁業セニサス」(5年に1回)
	41	商工会議所の役員に占める女性の割合 【当該年度 4月時点】			2.2 (H27)	1.1 (R3)	2.3 (R2)	%	単年度値	【島根県値】 島根県中小企業課調査
	42	都道府県商工会連合会の役員に占める女性の割合 【当該年度 4月時点】			4.0 (H27)	4.2 (R3)	5.8 (R2)	%	単年度値	【全国値】 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
	43	商工会の役員に占める女性の割合 【当該年度 4月時点】			8.6 (H27)	9.8 (R3)	7.8 (R2)	%	単年度値	
	44	都道府県中央会の役員に占める女性の割合 【当該年度 4月時点】			4.9 (H27)	4.7 (R3)	2.0 (R2)	%	単年度値	
	45	自治会役員に占める女性の割合 【原則当該年度 4月時点】	会長	2.9 (H27)	3.8 (R3)	6.3 (R3)	% % % % % % % % %	単年度値	【会長】 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」	
			副会長	8.2 (H27)	12.7 (R3)	—			【副会長】 島根県女性活躍推進課調査	
	46	公民館長に占める女性の割合 【原則当該年度 4月時点】			6.3 (H27)	8.0 (R3)	—	%	単年度値	島根県女性活躍推進課調査
	47	PTA 役員に占める女性の割合 【当該年度 7月時点】	小学校	会長	3.4 (H27)	10.9 (R3)	—	% % % % % % %	単年度値	島根県「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」
				副会長	41.4 (H27)	39.4 (R3)	—			
			中学校	会長	9.3 (H27)	12.8 (R3)	—			
				副会長	32.6 (H27)	34.5 (R3)	—			
			県立高等学校	会長	0 (H27)	2.8 (R3)	—			
				副会長	25.5 (H27)	25.0 (R3)	—			
	48		①家庭生活で		60.3 (H26)	55.4 (R元)	—			
		②職場で			61.7 (H26)	53.8 (R元)	—			
		③学校教育の場で			23.6 (H26)	22.4 (R元)	—			
		④政治の場で			85.2 (H26)	75.7 (R元)	—			
		⑤法律や制度上で			46.7 (H26)	48.3 (R元)	—			
		⑥社会通念・習慣・しきたりなどで			83.0 (H26)	77.1 (R元)	—			
		⑦地域活動で			56.4 (H26)	53.7 (R元)	—			

基本目標	項目			H27 年度 島根県	最新値 島根県	最新値 全国	単位	計上分類	把握方法
IIの 続き 男女 共同 参画 社会の実現 に向けた基盤をつくる	49 性別役割分担意識（そう思わない感じている人の割合） 【7月～9月時点】	①男は外で働き、女は家庭を守るべきである	65.2 (H26)	70.8 (R元)	—	% 	単年度値	島根県「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」	
		②自治会などの団体の代表者は、男性の方がうまくいく	37.2 (H26)	41.2 (R元)	—				
		③女性には細やかな気配りが、男性にはいざというときの決断力が必要だ	27.6 (H26)	33.6 (R元)	—				
		④子育ては、やはり母親でなくではと思う	29.1 (H26)	39.3 (R元)	—				
		⑤家事、介護は女性の方が向いていると思う	38.4 (H26)	46.1 (R元)	—				
	50 市区町村防災会議の女性委員の割合 【原則当該年度 4月時点】	6.3 (H27)	9.5 (R3)	9.3 (R3)	%	単年度値	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」		
III 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる	51 市区町村防災会議において女性委員が登用されていない市区町村数 【原則当該年度 4月時点】	3 (飯南町、吉賀町、知夫村) (H27)	4 (飯南町、吉賀町、西ノ島町、隠岐の島町) (R3)	328	自治体	単年度値			
	52 消防団員に占める女性の割合 【当該年度 4月時点】	2.2 (H27)	2.3 (R2)	3.3 (R2)	%	単年度値	消防庁「消防防災・震災対策現況調査」		
	53 消防吏員に占める女性の割合 【当該年度 4月時点】	1.2 (H27)	1.5 (R2)	3.0 (R2)	%	単年度値			
	54 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 【当該年度 4月～3月】	778 (H27)	923 (R2)	119,276 (R元)	件	単年度値	【島根県値】 島根県青少年家庭課調査 【全国値】 内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等」		
	55 児童虐待に占めるDVによる心理的虐待数 【当該年度 4～3月】	30 (H27)	50 (R2)	—	件	単年度値	【島根県値】 島根県青少年家庭課調査		
	56 警察が把握したDV認知件数 【当該年度 4月～3月】	110 (H27)	128 (R2)	—	件	単年度値	島根県警察本部調査		
	57 10代の人工妊娠中絶実施率（15～19歳女子人口千対） 【当該年度 4月～3月】	4.9 (H27)	2.9 (R2)	3.8 (R2)	女子人口千人比	単年度値	厚生労働省「衛生行政報告例」		

基本目標	項目		H27 年度 島根県	最新値 島根県	最新値 全国	単位	計上分類	把握方法
Ⅲの 続き	58 健康寿命（65 歳平均自立期間） 【前年度 1 月～当該年度 12 月】		男性 17. 46 女性 20. 92 (H27 : H22～26 平均値)	男性 17. 86 女性 21. 17 (R 元 : H26～30 平均値)	—	年	単年 度値	島根県健康指標デー タベースシステム (SHIDS)
	59 平均寿命 【前年度 1 月～当該年度 12 月】		男性 80. 13 女性 87. 01 (H27 : H25 データ)	男性 81. 22 女性 87. 99 (R2 : H30 データ)	男性 81. 1 女性 87. 1 (R3 : R 元データ)	歳	単年 度値	【島根県値】 島根県健康指標デー タベースシステム (SHIDS) 【全国値】 国民健康保険中央会 調べ
	60 特定健康診査受診率（国民健康保 険） 【当該年度 4 月～3 月】		43. 4 (H27)	46. 7 (R 元)	38. 0 (R 元)	%	単年 度値	厚生労働省「特定健 康診査・特定保健指 導の実施状況」
	61 現在喜びや生きがいを感じている ものがあると回答した 70 歳以上 の者の割合 【当該年度 8 月時点】		82. 6 (H27)	79. 3 (R3)	—	%	単年 度値	島根県「県政世論調 査」
	62 認知症サポーター養成数 【当該年度 3 月時点】		57, 083 (H27)	90, 547 (R2)	—	人	累計 値	島根県高齢者福祉課 調査
	63 あいサポーターの人数 【当該年度 3 月時点】		27, 611 (H27)	54, 476 (R2)	—	人	累計 値	島根県障がい福祉課 調査
	64 あいサポーター企業・団体数 【当該年度 3 月時点】		154 (H27)	203 (R2)	—	企業 ・ 団体	累計 値	

第4章 具体的な取組

基本目標Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる（女性活躍の推進）

重点目標1 あらゆる分野での活躍推進

仕事や地域活動など、あらゆる分野において、女性一人ひとりが、本人の希望に応じ個性や能力を十分発揮しながら活躍できる環境をつくります。

(1) 女性一人ひとりが、あらゆる分野で活躍できる環境の整備

<ア>女性の多様な生き方の普及啓発

- [1] 地域や企業等で活躍する女性をロールモデルとしてホームページ等で情報発信し、女性の意識醸成の促進を図ります。（女性活躍推進課）
- [2] 建設産業で働く女性で構成される団体等が行う、女性の建設現場での活躍をPRする活動や、職場の垣根を越えた交流により互いを支え合うことで定着を促す活動などに必要な経費を支援します。（土木総務課）

<イ>女性一人ひとりの希望に応じた就業や起業の実現

- [3] 女性の就職相談窓口「レディース仕事センター（松江市と浜田市に設置）」において、女性が自らの能力や経験などを活かして多様な働き方ができるよう、キャリアカウンセリングや職業紹介、合同企業説明会などを行い、女性の就労を支援します。（女性活躍推進課）
- [4] 働く意欲はあるが育児・介護など様々な理由で自らの希望に沿った働き方ができていない女性を対象に、支援団体等と連携して、資格取得・スキルアップ・多様な働き方等を情報提供するセミナーや起業について学ぶ勉強会を開催し、女性の起業を支援します。（女性活躍推進課）
- [5] 子育てなど時間に制約がある女性で、非正規から正規職員を目指す方を対象に、参加しやすく、必要なスキルを学ぶことのできる、就労体験付き講習会を実施します。また、就労支援情報をまとめたガイドブックを作成します。（女性活躍推進課）
- [6] 様々な就職情報を集約して簡単にアクセスできる就職情報サイトを設置し、就職活動を支援します。（雇用政策課）
- [7] 若年者や離職者などの就職を支援するため、ニーズに即した職業訓練を県立高等技術校で実施します。また、県内企業におけるデジタル利活用人材の不足に対応するため、企業の社員を対象とした教育訓練を県立高等技術校で実施します。（雇用政策課）

- 〔8〕 女性医師や看護職員の離職防止や復職支援などを行う「えんネット（島根大学医学部地域医療支援学講座）」や「ナースセンター（島根県看護協会内）」などと連携し、女性医師や看護職員が安心して就業できる環境づくりに取り組みます。また、介護職場へ就業を希望する未就業の女性などの資格取得を支援します。（医療政策課、高齢者福祉課）
- 〔9〕 保育士バンクの運営、就職説明会等の開催、実習旅費等の負担軽減などにより、潜在保育士を含めた県内保育施設への就職を支援します。（子ども・子育て支援課）

＜ウ＞企業等における人材の育成・キャリアアップ・定着

- 〔10〕 女性の管理職登用促進や研修機会不足の解消、女性が働きやすい職場環境づくりを推進するため、女性を対象としたセミナーや、経営者や管理職等を対象としたセミナー等を開催し、県内の幅広い地域の企業等における女性活躍の推進を支援します。（女性活躍推進課）
- 〔11〕 人材育成における企業の取組を支援するとともに、内定者、新入社員、入社2～3年目の若手社員などの各段階に応じた研修会を開催します。（雇用政策課）
- 〔12〕 女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業等を「しまね女性の活躍応援企業」として登録し、その取組を広く公表することで、企業等における取組を推進します。（女性活躍推進課）
- 〔13〕 県内企業等における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の促進を図るため、職場においていきいきと活躍するとともに仕事以外の生活を本人の希望する形で充実させている女性を「しまね働く女性きらめき大賞」として表彰し、ロールモデルとしてPRします。（女性活躍推進課）

＜エ＞女性が自ら企画し、実践する地域活動の促進

- 〔14〕 女性が中心となって活動する民間の団体やグループが「魅力ある地域づくり」、「男女共同参画社会づくり」、「次代を担う人づくり」、「働く女性が活躍できる社会づくり」などについて、自主的・主体的に企画実施する事業を「しまね女性ファンド」により支援します。（女性活躍推進課）

＜オ＞多様な主体による連携体制

- 〔15〕 働く女性の活躍推進のため、経済団体等により構成される「しまね働く女性きらめき応援会議」を開催します。（女性活躍推進課）

重点目標2 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり

子育て・介護支援や働き続けやすい職場環境づくりの推進などにより、子育てや介護をしている誰もが安心して家庭や仕事とも調和のとれた充実した生活が送られる社会をつくります。

(1) 子育て世代に向けた支援の充実

<ア>市町村における切れ目のない相談・支援体制づくりの支援

- 16 県内のどこでも妊娠・出産・子育て全般に関する総合相談が受けられるよう市町村に設置された子育て世代包括支援センターの機能を充実するため、優良事例等の情報提供や研修による支援を行います。(健康推進課)
- 17 産後のケア、病児・病後児保育や、地域の状況に応じて創意工夫した取組などを支援し、切れ目のない支援体制を拡充します。(健康推進課、子ども・子育て支援課)
- 18 子育て中の悩みに迅速・的確に対応できるよう、児童相談所の相談・支援体制の強化と市町村の児童相談体制の充実を支援します。(青少年家庭課)

<イ>産前・産後のサポート体制の充実

- 19 子育て世代包括支援センターの機能充実や産前・産後時の家事・育児支援、産後のケアに取り組む市町村を支援します。(健康推進課)

<ウ>保育所の待機児童の解消

- 20 保育定員を増やして受入体制を拡充し、年度中途の入所希望に対応する私立保育所等を支援し、待機児童解消を図ります。(子ども・子育て支援課)

<エ>放課後児童クラブへの支援

- 21 地域の状況に応じて、クラブの開所時間を平日の19時まで延長し、また、夏休み等の長期休業中は7時30分以前から開所するために必要な人件費等を支援します。(子ども・子育て支援課)
- 22 待機児童解消のため、クラブの増設や小学校の空き教室等を活用するなどクラブの開設に必要な改修費用等の一部を支援します。(子ども・子育て支援課)
- 23 放課後児童支援員の確保のため、放課後児童支援員資格研修を開催するとともに、「放課後児童支援スーパーバイザー」を配置し、クラブの運営や児童支援のノウハウの助言を行います。(子ども・子育て支援課)

<オ>県全体の子育て応援促進

- 24 家庭、地域、団体、企業が一体となって、県全体で子育てを応援するため、「こっころパスポート」のデジタルパスポート化により普及と利用促進を図ります。(子ども・子育て支援課)
- 25 地域での子育て支援に長らく貢献していただいた方の功績を讃え、「島根みんなで子育て応援賞」として知事感謝状を贈呈します。(子ども・子育て支援課)

＜カ＞企業等と連携した仕事と子育ての両立支援の推進

- 26 従業員の子育てを積極的に支援する「しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）」の認定制度を普及し、企業における取組を推進します。また、育児休業取得率などの実績による「プレミアムこっころカンパニー」を表彰し、取組事例を広くPRします。（女性活躍推進課）

＜キ＞男性の育児等への参加の促進

- 27 男性の積極的な育児等への参加を促進するため、キャンペーンの実施や、新婚夫婦への家事手帳及び男性向けの育児手帳の配布（電子配布を含む）を行います。（女性活躍推進課）

＜ク＞多世代同居・近居の促進

- 28 世代間の支え合いにより子育て環境の充実が期待される、多世代同居・近居の促進を図るためのリフォーム等に伴う負担の軽減に向けた支援を行います。（建築住宅課）

(2) 子育て・介護や仕事に取り組むことができる環境づくり

＜ア＞男性の子育て・介護・家事の分担の促進

- 29 男性が家事・育児をすることが当たり前として捉えられる社会的気運を醸成するため、男性や企業に向けたセミナーの開催や啓発活動に取り組みます。（女性活躍推進課）
- 30 介護に関する基礎知識（介護保険制度や相談先）、認知症の理解、基本的な介護の方法等に関する男性のための介護のミニ講座を実施し、家庭における男性の介護への参加を促進します。（高齢者福祉課）
- 31 地域において、男女共同参画に対する基本的な視点、知識等を身につけるために、市町村や男女共同参画サポーター¹⁰との協働でセミナーを開催します。（女性活躍推進課）
- 32 若い世代が、男女共同参画の視点を持って、将来設計、就職活動、社会参画する力を養うことができるよう、ワーク・ライフ・バランスや多様なライフキャリアの選択等をテーマとしたセミナーを開催します。（女性活躍推進課）
- 33 小学校・中学校・高校での助産師による出前講座や、高校・大学等での人生設計講座などを実施し、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育てに関する理解と関心の向上や医学的な知識の普及を促進します。（子ども・子育て支援課）

¹⁰ 男女共同参画サポーター：県内各地域の男女共同参画を推進するため、県や市町村等と連携して地域で啓発活動等を行う人材。愛称は「キラ☆サボ」。愛称は「キラ☆サボ」。市町村からの推薦を受け、知事が委嘱（令和4年2月現在で121名）

＜イ＞子育て・介護と仕事の両立に向けた職場環境の整備に対する支援の充実

- 34 経営者や管理職等を対象とし、男性も女性も働き続けやすい職場環境づくりを進めるため、ワーク・ライフ・バランス等をテーマとしたセミナーを開催します。（女性活躍推進課）
- 35 誰もが安心して働くことのできる職場の風土づくりを促進するため、経営者の意識改革に取り組むとともに、企業間における連携を強化します。また、企業等における職場環境づくり等の好事例を広く紹介し、取組を推進します。（女性活躍推進課）
- 36 ワーク・ライフ・バランスの取組が、企業の生産性や業績の向上、個人生活の充実、さらには地域社会の活性化につながることを、県の広報誌やホームページなどにより広く県民にPRします。また、「しまね働き方改革推進会議」の場を活用し、島根労働局や労使関係団体と連携した普及啓発の取組を進めます。（女性活躍推進課、雇用政策課）
- 37 一般事業主行動計画（女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法）の策定の促進を図り、企業等が自社の課題を認識し、女性活躍や従業員の仕事と生活の両立に積極的に取り組むことができるよう支援します。（女性活躍推進課）
- 38 「しまね女性の活躍応援企業」であり、かつ「しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）」である企業等を対象に、休憩室の整備やテレワークの導入など、一般事業主行動計画に基づく女性活躍推進や仕事と生活の両立支援に向けた取組に係る費用の一部を助成します。（女性活躍推進課）
- 39 誰もがいきいきと働き続けられる魅力ある職場づくりと社員の職場定着を促進するため、働き方改革に向けた取組方針「しまねいきいき職場宣言」を宣言する企業を募集し、宣言内容を実現するために取り組む「人づくり」「就労環境改善」を支援します。（雇用政策課）
- 40 県内企業等における女性活躍の一層の促進を図るため、女性職員の採用や資格取得のための助成、時間単位の有給休暇制度の創設などの働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業主等を「しまね女性の活躍応援企業表彰」として知事が表彰し、受賞企業等をPRします。（女性活躍推進課）
- 41 出産後3ヵ月以上の育児休業を取得し、職場復帰した従業員を3ヵ月以上雇用している従業員50人未満の県内事業所に対し、奨励金を支給します。（女性活躍推進課）
- 42 「時間単位の年次有給休暇制度」や「育児短時間勤務制度」などを導入し、利用実績がある従業員50人未満の県内事業所に対し、奨励金を支給します。（女性活躍推進課）
- 43 女性活躍推進員を配置し、建設企業に訪問面談を行うことで、女性活躍のための支援策の普及啓発を図ります。また、訪問時に聞き取った女性活躍に関する悩み・課題・ニーズを適切な支援機関に取り次ぎます。（土木総務課）

- 44 「しまね女性の活躍応援企業」「しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）」に対して、入札資格審査等での加点や低利な融資制度を設けることによって、これらの企業の活動を支援します。（女性活躍推進課、中小企業課、土木総務課）
- 45 労働条件や就業環境などに関する相談窓口を設け、事業者や労働者に対するアドバイスを行います。また、島根労働局などの関係機関と連携して適切な解決に努めます。（雇用政策課、労働委員会）
- 46 労働条件等に関する労使間の紛争について、当事者同士での解決が難しくなった場合、労働委員会が両当事者の間に入って話し合いにより解決できるよう手伝います。（労働委員会）
- 47 島根県特定事業主行動計画に基づき、時差出勤の適切な運用等による多様な働き方の実現、時間外勤務の縮減に向けた取組、年次有給休暇等の取得促進等により仕事と生活の両立に向けた環境を整備するとともに、育児や介護に係る休暇等の趣旨・内容等の周知及び代替職員の確保を行い、育児休業等の取得促進を図ります。（人事課、県立病院課、教育庁総務課、警務課）

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる

重点目標3 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

行政、企業、団体等における政策・方針決定過程への男女の参画を推進するため、県における審議会等への女性の参画や女性職員の登用に努めます。また、市町村、企業、団体等においても女性の参画が促進されるよう取り組んでいきます。

(1) 県の政策・方針決定過程への女性の参画の推進

県の政策・方針決定過程において女性の意見を反映していくため、審議会等への女性の参画促進や、県職員の管理職に占める女性の割合の向上に努めます。

- 48 県の審議会等の委員の選任にあたっては、女性の委員の比率を50パーセントとするよう努めます。(女性活躍推進課、人事課)
- 49 島根県人材育成基本方針及び島根県特定事業主行動計画に基づき、職員のキャリア形成や働きやすい環境整備に取り組み、県の政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。(人事課)
- 50 女性の活動に関する情報の収集や整備に努め、県の審議会委員への登用などに活用します。(女性活躍推進課)

(2) 市町村、企業、団体等における取組の促進

市町村、企業、団体等における政策・方針決定過程において、女性の意見が反映されるよう働きかけます。

- 51 市町村の政策・方針決定過程において女性の意見が反映されるよう、各種会議などを通じて、審議会等への女性の委員や女性職員の登用促進などを働きかけます。(女性活躍推進課)
- 52 企業、団体等における方針決定過程において女性の参画が進むよう、各種会議や研修などを活用して働きかけます。(女性活躍推進課)
- 53 女性の政治分野への参画の重要性、意義についての理解促進を図るため、セミナーなどの開催による啓発を行います。(女性活躍推進課)
- 54 県及び市町村の男女共同参画に関する施策の実施状況を調査し、年次報告として取りまとめ、公表します。(女性活躍推進課)

重点目標4 地域における慣行の見直しと意識の改革

地域における慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向け、市町村と連携し、県民をはじめ企業、団体等への広報・啓発活動に努めます。

(1) 全県的な広がりを持った広報・啓発活動の展開

県民をはじめ、企業、団体等を対象に、男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発活動を展開します。

55 県立男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ県内各地において、(公財)しまね女性センターと連携し、男女共同参画の理解促進に向けた研修を開催します。(女性活躍推進課)

56 企業、団体、学識経験者、報道機関などと連携し、男女共同参画社会づくりに向けた具体的な取組を促進するため、島根県男女共同参画社会形成促進会議を開催します。(女性活躍推進課)

57 県の広報誌やホームページなどを活用して、男女共同参画に関する取組事例や各種研修会などの様々な情報を提供します。また、テレビや新聞などで男女共同参画について取り上げてもらうため、報道機関に積極的に情報提供します。(女性活躍推進課)

58 6月の男女共同参画推進月間には、県民や関係機関と連携して啓発事業を開催するとともに、各種広報媒体を活用して意識啓発を行うなど、重点的な広報・啓発活動を展開します。(女性活躍推進課)

(再) 地域において、男女共同参画に対する基本的な視点、知識等を身につけるために、市町村や男女共同参画サポーターとの協働でセミナーを開催します。【再掲 31】(女性活躍推進課)

59 企業、団体等における男女共同参画に関する理解と取組の促進を図るため、研修会などを活用して、企業、団体の役員等へ働きかけます。(女性活躍推進課、中小企業課)

60 公的機関として、男女共同参画の視点に立った情報発信を行うため、「公的広報の手引き」を改訂します。また、県の広報誌やホームページなどは、男女共同参画の視点を踏まえて作成します。(女性活躍推進課、広聴広報課)

(2) 男性や若者にとっての男女共同参画の推進

男性や大学生などの若者を対象に、男女共同参画の理解促進に努めます。

(再) 男性が家事・育児をすることが当たり前として捉えられる社会的気運を醸成するため、男性や企業に向けたセミナーの開催や啓発活動に取り組みます。【再掲 29】(女性活躍推進課)

(再)若い世代が、男女共同参画の視点を持って、将来設計、就職活動、社会参画する力を養うことができるよう、ワーク・ライフ・バランスや多様なライフキャリアの選択等をテーマとしたセミナーを開催します。【再掲 32】(女性活躍推進課)

(再) 小学校・中学校・高校での助産師による出前講座や、高校・大学等での人生設計講座などを実施し、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育てに関する理解と関心の向上や医学的な知識の普及を促進します。【再掲 33】(子ども・子育て支援課)

- 61 DV等の暴力予防のためには、幼少期から人権尊重、男女平等の意識を育むことが必要であることから、学校等と連携し、若年層を対象とした予防教育や啓発を行います。特に、中学生や高校生、大学生等に対しては、デートDVの未然防止に向けて啓発を強化します。(青少年家庭課、教育指導課、保健体育課)

(3) 男女共同参画に関する情報の収集・提供

男女共同参画に関する実態の把握に努めるとともに、関連する情報の収集・整備・提供を行います。

- 62 男女共同参画に関する県民の意識・実態調査を実施し、公表します。(女性活躍推進課)

(再) 女性の活動に関する情報の収集、整備に努め、県の審議会委員への登用などに活用します。【再掲 50】(女性活躍推進課)

- 63 県立男女共同参画センター「あすてらす」の「情報ライブラリー」に書籍や映像資料を収集し、来館者へ貸出等を行うことで、広く県民に情報提供を行います。(女性活躍推進課)

(再) 県及び市町村の男女共同参画に関する施策の実施状況を調査し、年次報告として取りまとめ、公表します。【再掲 54】(女性活躍推進課)

重点目標5 男女共同参画に関する教育・学習の推進

男女共同参画社会づくりに向けた慣行の見直しや意識の改革に向け、学校や家庭、地域、職場において男女共同参画に関する教育・学習の推進に努めます。

(1) 学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進

保育をはじめ幼稚教育、学校教育において、次代を担う子どもへの男女共同参画に関する教育を推進するとともに、教職員に対する研修の充実に努めます。

- 64 子どもの個人差に留意しつつ、固定的な性別役割分担意識を植えつけることのないような保育が行われるよう、保育所職員への研修などを実施します。(子ども・子育て支援課)

- 65 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、他の人々と親しみ、支え合って生活できる幼児の育成実践が進むよう教職員研修を行います。(教育指導課、人権同和教育課)

- 66 家庭科教育では、研修内容の充実により教員の指導力を高めるとともに、児童生徒が多様な生き方や価値観を認め、男女が協力して家庭生活を営む力を育みます。(教育指導課)

- 67 スーパーサイエンスハイスクール¹¹の充実等、高等学校における理数教育の強化を通じて、女子生徒の科学技術に関する関心を高める取組を行います。（教育指導課）
- 68 子ども一人ひとりが性別による固定的な考え方とらわれず、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるため、発達段階に応じて、きめ細かい指導の充実が図られるよう、キャリア教育に係わる研修に努めます。（人権同和教育課、教育指導課）
- 69 学校教育において、男女共同参画に関する教育が推進されるよう、指導資料の収集、情報提供に努めます。（人権同和教育課、学校企画課）
- 70 互いの個性を認め合い、尊重しようとする子どもの育成に向け、教育センターの管理職研修、人権・同和教育主任等研修や校内の教職員研修の内容が充実するよう、研修資料の収集、情報の提供に努めます。（人権同和教育課、総務課）
- 71 私立学校において行われる、子どもの人権に配慮し、男女共同参画の視点に立った教育、指導が充実するよう支援します。（総務課）
- 72 学校における性的指向・性自認（性同一性）に係る児童生徒等への適切な対応や相談体制の充実、関係機関との連携を含む支援体制を促します。（人権同和教育課）

(2) 家庭・地域・職場における男女共同参画に関する教育の推進

家庭や地域における教育力の向上を図るため、社会教育関係者等への啓発に努めます。また、企業や団体等における男女共同参画の推進のため、役員等への情報提供、啓発に努めます。

- 73 男女が共に家庭生活に参画し、家庭における教育の重要性について親の気づきを促す機会を提供できる親学プログラム¹²の普及に努めます。（社会教育課）
- 74 島根県幼こども園・小中・高・特別支援PTA合同研修会などを通じて、男女共同参画に関する家庭教育の重要性について認識を深めるよう働きかけます。（社会教育課）
- 75 公民館職員等社会教育関係者や地域で人権・同和教育にあたる指導者への研修などを通じて、男女共同参画社会の形成に向けて、地域リーダーの意識啓発に努めます。（人権同和対策課）

（再）企業、団体等における男女共同参画に関する理解と取組の促進を図るため、研修会などを活用して、企業、団体の役員等へ働きかけます。【再掲 59】（女性活躍推進課、中小企業課）

¹¹ スーパーサイエンスハイスクール：文部科学省が指定する「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」は、先進的な科学技術、理科・数学教育を通じて、生徒の科学的能力や科学的思考力などを培うことで、将来社会を牽引する科学技術人材を育成するための取組。

¹² 親学プログラム：親としての役割や子どもとの関わりについて、気づきを促すことをねらいとする学習プログラム。参加者同士が交流しながら気づき考えることを重視する参加型の学習方法を用いる。

重点目標6 地域・農山漁村における男女共同参画の推進

農林水産業等における女性の参画を進め、女性の経済的地位向上や女性が住みやすく働きやすい環境づくりに努めます。

(1) 農林水産業における男女共同参画の推進

農山漁村における固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発に努めるとともに、農業委員をはじめ、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合などの政策・方針決定過程における女性の参画を推進します。

農山漁村における女性の経済的地位向上に努めるとともに、女性が住みやすく活動しやすい環境づくりを推進します。また、自営の商工業に携わる女性の地位向上のための支援を行います。

<ア> 農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画

- 76 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）などを反映した慣行や習慣を見直していくため、各種研修会による啓発活動に努めます。（農業経営課、林業課、沿岸漁業振興課）
- 77 農業委員をはじめ農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員などへの女性登用について、関係団体に働きかけます。（農林水産総務課、農業経営課、林業課、水産課）

<イ> 農林水産業等における女性の経済的地位の向上

- 78 女性の経済的地位向上を図るため、農林水産業の優れた女性技術者や担い手を育成します。（農業経営課、林業課、沿岸漁業振興課）
- 79 農林水産業の生産活動において、女性が新たに活躍できる場の創出や農林水産物加工事業における女性の起業の促進に努めます。（農業経営課、林業課、沿岸漁業振興課）
- 80 農林水産業に携わる女性の活動が積極的に展開されるよう、女性グループが行う知識や技術を習得する研修会などの自主的な活動を支援します。さらに、グループ相互のネットワーク化や情報発信活動を促進します。（農業経営課、林業課、沿岸漁業振興課）
- 81 女性が快適に農林水産業分野で働くことができる環境をつくるため、家族経営協定締結数の拡大や関係団体と連携した就労環境の改善に努めます。（農業経営課、林業課、沿岸漁業振興課）
- 82 農林水産業に従事する女性や若者等の経営力を向上させるために、技術指導や現場へのスマート技術の導入を行うことで、スキルアップや省力化等を推進します。（農業経営課、産地支援課、農畜産課、森林整備課、沿岸漁業振興課）
- 83 商工業の経営に携わる女性の資質向上のため、商工団体が行う研修などに対して支援します。（中小企業課）

(2) 地域活動における男女共同参画の推進

地域の活動に男女がともに参画しやすい環境づくりに取り組み、お互いの個性や能力を生かした地域活動につながるよう支援します。

- 84 地域における男女共同参画の啓発活動を促進するため、男女共同参画サポーターと市町村の連携した取組を支援します。また、サポーターの活動状況を県のホームページなどで広く県民に情報提供します。(女性活躍推進課)

(再) 女性が中心となって活動する民間の団体やグループが「魅力ある地域づくり」、「男女共同参画社会づくり」、「次代を担う人づくり」、「働く女性が活躍できる社会づくり」などについて、自主的・主体的に企画実施する事業を「しまね女性ファンド」により支援します。【再掲 14】(女性活躍推進課)

- 85 ボランティア活動やNPO活動などの社会貢献活動に、男女ともに参加できる取組を促進するとともに、こうした活動の基盤強化を図るため、しまね県民活動支援センター及びボランティアセンターへの支援や県民への情報提供などに努めます。(環境生活総務課、地域福祉課)

- 86 コミュニティソーシャルワーカー¹³など、県及び市町村の社会福祉協議会が行う地域福祉の推進役となる人材の養成を支援します。(地域福祉課)

重点目標7 防災対策における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進により、地域の防災力の向上を図ります。

(1) 防災対策に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大

女性の意見や視点を十分に反映させた取組が推進されるよう、防災に対する平常時の備え、災害時、復旧・復興などの方針を決定する過程への女性の参画拡大を図ります。

- 87 県防災会議において女性委員を積極的に登用するとともに、市町村防災会議においても女性が登用されるように働きかけます。(防災危機管理課、女性活躍推進課)

(2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

防災部局と男女共同参画部局が連携して、災害対応の現場への女性の参画拡大や安心安全の確保のための必要な配慮がされた避難所運営など、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進します。

- 88 県内各地で行う防災安全講演会や自主防災組織のリーダー等への研修などを通じて、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の必要性等について理解促進を図ります。(防災危機管理課)

¹³ コミュニティソーシャルワーカー：要援護者の生活課題を把握し、支援に関わる専門職のネットワークづくりを進める人材。

- 89 男女共同参画の視点を取り入れた防災講座を、市町村、男女共同参画サポーター及び（公財）しまね女性センターと連携して実施します。（女性活躍推進課）
- 90 地域の防火防災体制の充実のため、消防団への女性の入団促進を図ります。（消防総務課）
- 91 男女共同参画の視点から、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び（公財）しまね女性センターの防災にかかる役割の明確化を図り、その取組を推進します。（女性活躍推進課）
- 92 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（内閣府）などを活用し、市町村の地域防災計画・各種マニュアルに男女共同参画の視点が取り入れられるように助言します。また、市町村の設置する避難所において、その運営に女性が参画でき、女性に必要な配慮が行われるよう助言します。（防災危機管理課、女性活躍推進課）

基本目標Ⅲ 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる

重点目標8 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

DVや性犯罪など、個人の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するあらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進します。

(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

女性に対する暴力のない社会づくりのため、暴力を許さない意識を醸成する教育及び啓発活動を推進します。

93 女性に対する暴力は重大な人権侵害であることについて周知を図るとともに様々な状況におかれた被害者に情報が届くよう、「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に広報啓発活動の取組を一層強化し、女性に対する暴力防止に向けた社会的気運の醸成を図ります。(青少年家庭課)

94 中長期にわたる被害者の心身の回復を支援するため、ニーズに応じた対応が可能な民間団体や自助グループに繋げ、身近な場所で適切な相談・カウンセリングが経済的負担なく受けられる体制を構築していきます。(広報県民課)

95 被害者と直接接することとなる警察職員に対して、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努めるとともに、関係機関間や職員間の連携を促進します。(広報県民課、少年女性対策課)

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援などの推進

配偶者等からの暴力の未然防止をはじめ、被害者の権利擁護、自立支援に向けた取組を推進します。

<ア> 予防教育・普及啓発の充実

96 県民一人ひとりにDVが重大な人権侵害であること、子どもの面前でのDVは児童虐待にあたること等の正しい認識を深めてもらうため、地域等における研修会の実施や啓発を働きかけ、暴力を断じて許さないという意識の醸成を図ります。(青少年家庭課)

(再) DV等の暴力予防のためには、幼少期から人権尊重、男女平等の意識を育むことが必要であることから、学校等と連携し、若年層を対象とした予防教育や啓発を行います。特に、中学生や高校生、大学生等に対しては、デートDVの未然防止に向けて啓発を強化します。【再掲 61】(青少年家庭課、教育指導課、保健体育課)

<イ> 相談支援体制の強化

97 女性相談担当者や警察相談担当者等が複雑な事例に適切に対応し、解決に向けた支援を行うため、専門研修等を実施しスキルアップを図ります。また、市町村や民間支援団体の相談担当者へも研修の参加を呼びかけます。(青少年家庭課)

- 98 ホームページや新聞、広報誌への掲載、リーフレットの配布、相談カードの配置等により、DV相談窓口の周知を行い、その内容の充実及び周知方法の拡大に努めます。(青少年家庭課)
- 99 各相談窓口では、出張相談、巡回相談や弁護士相談などの専門相談を行うとともに、被害者の心理的ケアのためカウンセリングを行います。(青少年家庭課)
- 100 DVと児童虐待は密接に関連していることから、DV対応機関と児童虐待対応機関の連携強化を図ります。(青少年家庭課)
- 101 被害者に接する関係者が二次的被害¹⁴を与えることのないよう、スキルアップのための研修等を実施します。(青少年家庭課、広報県民課)
- 102 外国人被害者への適切な情報伝達及び支援を行うため、DVの知識を持った通訳ボランティアを育成するとともに、相談を受ける際には通訳者の確保に努めます。(青少年家庭課)

<ウ>被害者の安全確保・自立（自律）支援

- 103 被害者の安全確保のため緊急時における適切かつ効果的な一時保護を実施します。また、一時保護所では被害者や同伴児等の心身の状態に応じた医学的、心理的なケアに努めます。(青少年家庭課)
- 104 被害者がおかれている多様な状況や抱えている複雑な問題に適切に対応するため、関係機関と連携して必要な支援を行います。(青少年家庭課、広報県民課、少年女性対策課)
- 105 自立に向け住居確保が難しい被害者に対し、自立するまでの間の一時的な住居の提供を行います。また、被害者が経済的自立を図るために必要な資金を貸し付けます。(青少年家庭課)

<エ>暴力行為への厳正な対処

- 106 被害者からの相談に対して、適切な助言を行うとともに、加害者への厳正な指導・警告などを行います。(少年女性対策課)

(3) 性犯罪・性暴力への対策の推進

重大な人権侵害である性犯罪・性暴力に対する取締りの推進と、被害者の保護や支援に取り組みます。

<ア>性犯罪・性暴力への対策

¹⁴ 二次的被害：相談・保護・自立支援等に携わる職務関係者の不適切な言動により、被害者が傷つき、さらなる被害を与えること。

107 若年層を対象とした性暴力被害が増えていることから、若年層向けの啓発リーフレットを作成し、県内の中学・高校生への配布等予防啓発を図ります。また、学校等における予防教育の充実を図るため実践者養成研修を行います。（青少年家庭課）

108 SNS¹⁵等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないための啓発活動、子ども及び保護者のメディア・リテラシー¹⁶の向上等の充実を図ります。（教育指導課）

(再) 互いの個性を認め合い、尊重しようとする子どもの育成に向け、教育センターの管理職研修、人権・同和教育主任等研修や校内の教職員研修の内容が充実するよう、研修資料の収集、情報の提供に努めます。【再掲70】（人権同和教育課、総務課）

109 性犯罪の前兆となり得る声かけ、つきまとい等の行為に対する捜査・警告を的確に行います。（少年女性対策課）

＜イ＞性犯罪・性暴力被害者への支援

110 県女性相談センター内に「性暴力被害者支援センターたんぽぽ」を開設し、性暴力被害に特化した電話相談を受けるとともに、必要に応じて医療的支援、心理的支援（カウンセリング）、法的支援（弁護士相談）などの支援を行います。被害者が18歳未満の児童の場合においては、児童相談所等と連携を図り支援を行います。また、民間支援団体等とも連携しより良い支援に繋げていきます。（青少年家庭課）

111 性暴力被害者支援員専門研修を実施し、ワンストップ支援センター支援員及び関係機関支援員のスキルアップと連携強化を図ります。また、県立病院の助産師や看護師をDV・性暴力被害支援者研修へ派遣し、医療機関における支援体制の強化を図ります。（青少年家庭課）

112 被害者及びその家族への情報提供や、部内及び部外カウンセラーの活用などにより精神的負担の軽減を図るほか、診断書料、初診料等の公費負担などにより被害者の経済的負担の軽減を図ります。また、防犯ブザー付き携帯電話の貸し出しにより被害者の安全確保に努めます。（広報県民課）

113 性犯罪捜査員を指定し、被害者からの事情聴取、被害届の受理、病院への付き添い等を行い、被害者の心情に配意した捜査活動を実施します。また、各所属の性犯罪捜査員や女性警察官等を対象とした性犯罪捜査に関する研修会等を実施し、性犯罪捜査員等の育成と知識の向上を図ります。（捜査第一課）

114 被害児童の学習や通学など社会生活が妨げられないよう、教職員やスクールカウンセラーが相談に乗ったり、スクールソーシャルワーカーを活用して関係機関と連携するなどの、適切な措置を講じます。（教育指導課）

¹⁵ SNS : Social Networking Service の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供できるサービス。

¹⁶ メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

115 二次的被害防止の観点から被害者支援、捜査、刑事裁判手続きにおける被害者のプライバシー保護を図るとともに、性犯罪被害に対する理解を深める広報啓発活動を推進します。(広報県民課)

＜ウ＞売買春への対策

116 県女性相談センターなどで相談に応じる中で、売春を行う恐れのある女性などの早期発見に努めるとともに、必要な支援を行います。(青少年家庭課)

117 児童ポルノや県青少年健全育成条例違反などに対して厳正な取締りを行うとともに、被害児童に対する保護活動を推進します。(少年女性対策課)

118 風俗営業などの営業実態の把握と売買春事犯の取締りを行うとともに、未然防止に向けた啓発活動を推進します。(生活安全企画課)

＜エ＞人身取引への対策

119 被害者や関係者から相談や保護要請があった場合は、警察や出入国在留管理庁などの関係機関と連携を図り、被害者の立場や心情に配慮した適切な対応に努めます。(青少年家庭課)

120 国などと連携し、風俗営業所における外国人の雇用実態を把握するとともに、不法就労や売春関係事犯の取締りを推進します。(生活安全企画課)

(4) ストーカー事案への対策の推進

ストーカー行為等の未然防止のため、啓発活動や取り締まりの強化、被害者支援を行います。

121 被害者からの相談に対して、適切な助言を行うとともに、行為者に対する検挙・警告・指導を行います。(少年女性対策課)

122 ストーカー事案への被害防止対策などに関する広報啓発を行います。(少年女性対策課)

(5) ハラスメント防止対策の推進

職場などにおけるセクシャルハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど、あらゆるハラスメントの防止に向けた対策を推進します。

123 国などと連携し、啓発誌の配布や啓発指導講師の派遣などを通じて、事業所におけるハラスメント防止に取り組みます。(雇用政策課、人権同和対策課、労働委員会)

(再) 労働条件や就業環境などに関する相談窓口を設け、事業者や労働者に対するアドバイスを行います。また、島根労働局などの関係機関と連携して適切な解決に努めます。【再掲45】(雇用政策課、労働委員会)

(再) 労働条件等に関する労使間の紛争について、当事者同士での解決が難しくなった場合、労働委員会が両当事者の間に入って話し合いにより解決できるよう手伝います。【再掲 46】
(労働委員会)

- 124 県職員及び教職員に対して、職場のハラスメントに対する正しい理解と防止のため、各種研修やパンフレット等を活用し、各職場等における啓発に努めます。また、各職場に相談員を配置するなど、各種相談窓口を設置し、相談しやすい環境づくりを行います。
(人事課、県立病院課、教育庁総務課、学校企画課、人権同和教育課、警務課)

重点目標9 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

人生100年時代を見据え、誰もが生涯にわたって健康を享受するためには、男女がお互いの身体的特質を理解し、支え合いながら生きていくよう、生涯を通じた健康の保持増進のための環境づくりを進めます。特に女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点も取り入れ、取組を推進します。

(1) 思春期・若年期における健康づくり

健康に重大な影響を及ぼすエイズや性感染症などの予防に向け、正しい知識の普及啓発に努めます。また、心身に悪影響を及ぼす薬物乱用の防止に取り組みます。

- 125 各学校において、性に関する指導を子どもの発達段階に応じて、学校教育活動全体を通して計画的、継続的、組織的に推進します。また、医療関係者などと連携し、その基礎となる自他を大切にする心や、人間関係を築く資質や能力、生命を尊重する態度などの育成を図ります。(保健体育課)

- 126 「思春期相談窓口」を設置し、思春期の妊娠や性に関する相談を受け付けます。また、子どもが命の大切さを知り、人工妊娠中絶や望まない妊娠の予防、妊娠に適した年齢など、正しい知識の普及を図り、個人にあった妊娠・出産に係るライフプラン設計ができるよう、関係機関と連携し、学校等での指導の充実を促進します。(健康推進課)

- 127 エイズ・性感染症出張講座により若い世代への性感染症などの正しい知識の普及啓発を図ります。(感染症対策室)

- 128 大麻や覚醒剤などの薬物の乱用を防止するため、特に若年層を対象とした薬物乱用防止教室の開催や街頭キャンペーンなどの啓発活動により、薬物乱用防止に対する意識の醸成を図ります。また、取締りにより、供給の遮断、需要の根絶及び薬物を許さない社会環境の醸成に努めます。(薬事衛生課、保健体育課、少年女性対策課、組織犯罪対策課)

- 129 喫煙や受動喫煙・飲酒による健康への悪影響について更に普及啓発を行うとともに、関係機関と連携し、20歳未満の者や妊産婦の喫煙・飲酒防止に向けた環境づくりや受動喫煙防止対策を進めます。(健康推進課、保健体育課)

(2) 妊娠・出産などに関する健康支援

妊娠・出産は女性の健康にとって大きな節目であり、地域において安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに努めます。

- 130 妊娠・出産・子育てについて切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターの機能充実に取り組む市町村を支援します。(健康推進課)
- 131 結婚・妊娠・出産・子育てに関する情報発信として作成した総合ポータルサイト「てごしてしまね」を充実させます。(健康推進課、子ども・子育て支援課)
- 132 不妊や不育に悩む方、これから子どもを望む方への支援として、妊娠・出産に関する相談体制の充実を図るとともに、不妊治療等については費用の助成による経済的負担の軽減を行います。(健康推進課)
- 133 安心して不妊治療を受けられるよう、こっころカンパニーの認定の仕組みを活用して、不妊治療と仕事の両立支援に取り組む企業を支援します。(女性活躍推進課)
- 134 安全で安心な出産ができる環境を維持するため、島根県周産期医療ネットワーク¹⁷の充実とセミオープンシステム¹⁸などの医療機能の分担、院内助産システム¹⁹の導入が促進されるよう努めます。(健康推進課)
- 135 産科・小児科などの医師が不足している診療科の医師確保に取り組みます。(医療政策課)
- 136 若年がん患者等の妊娠性²⁰温存について、がん診療連携拠点病院による「がん・生殖医療ネットワーク」と連携し、相談体制の充実を図るとともに、がん治療等により妊娠性が損なわれる可能性のある患者に対し、妊娠性温存療法に要する費用の一部を助成します。(健康推進課)
- 137 市町村による妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨や妊婦健康診査等の保健サービスの推進により、妊娠・出産期の健康管理の充実を図ります。(健康推進課)

¹⁷ 島根県周産期医療ネットワーク：周産期とは、妊娠 22 週から生後 7 日未満までの期間のこと。この時期に母体、胎児、新生児を総合的に管理し、母と子の健康を守るのが周産期医療。対応が難しい妊娠分娩過程に異常のある妊娠婦、未熟児などのハイリスク新生児に適切に対応するため、島根県では、高度な医療を提供する機関として総合周産期母子医療センター（島根大学医学部附属病院）、地域周産期母子医療センター（県立中央病院、松江赤十字病院、益田赤十字病院）と地域の医療機関が連携体制を組み、適切な周産期医療が受けられることを目指している。

¹⁸ セミオープンシステム：診療所と病院が連携して、妊婦健診は近くの診療所で受け、分娩は設備が整った病院で行うことにより、妊婦の利便性を保ちながら、それぞれの医療機関の特性を活かした役割分担により、その機能を有効に発揮するシステム。

¹⁹ 院内助産システム：医療機関の中で正常な経過をたどっている妊娠婦を対象に、助産師が主となって妊娠期から分娩、産褥期までを担当するシステム。事前に医師との協議による基準によって、必要があればすぐに医師主導に切り替えることができる。このシステムを活用して、助産師が外来で妊婦健診・保健指導を行う「助産師外来」と助産師が主体的にお産を介助する「院内助産」がある。

²⁰ 妊娠性：妊娠するための機能、妊娠する能力のこと。

(3) 中高年期における健康づくり

生涯を通じた健康の保持増進を図るため、男女の性差を踏まえながら健康相談、がん検診の受診啓発、生活習慣病の予防などに取り組みます。

- 138 「しまね健康寿命延伸プロジェクト」により、がんや脳血管疾患の死亡率が高いなどの健康課題解決に向けて、食生活の改善・運動の促進などの生活習慣改善等の取組を県民運動として展開し、男女ともに健康寿命の延伸を図ります。(健康推進課)
- 139 思春期から更年期における女性の各期の悩みに対して相談に応じるとともに、こうした相談窓口の周知に努めます。(健康推進課)
- 140 女性に特有な乳がんや子宮がんなどの早期発見のため、がん検診の受診啓発に努めます。特に子宮頸がんは比較的若い女性に多く見られることから、若いうちから検診を受けるよう働きかけます。また、検診の場や受診時間の拡大など、受診しやすい体制づくりに努めます。(健康推進課)
- 141 がん、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病の予防に加え、自死予防に向けた心の健康について、職域などへの啓発に努めます。(健康推進課)
- 142 更年期以降に発生する疾患やフレイル²¹を予防するために重要な年代であることから、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上を図り、生活習慣病の予防に取り組みます。(健康推進課)
- 143 がんや心筋梗塞などの予防のため、受動喫煙防止や禁煙サポートなどのたばこ対策を進めます。(健康推進課)

重点目標 10 誰もが安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭、生活困窮者、高齢者、障がい者、外国人、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

(1) ひとり親家庭、生活困窮者への支援

ひとり親家庭、生活困窮者に対し、就業支援や経済的支援を行い、その自立を促進します。

- 144 ひとり親家庭の経済的な自立と生活の安定を図るため、修学や技能習得、住居確保等に関わる経済的支援を行うとともに、世代間の貧困の連鎖を防止するためにも、子どもの学習支援の取組を推進します。(青少年家庭課)

²¹ フレイル：加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障がいされ、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像。

145 ひとり親家庭に対し、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保の支援等を一体的に提供できるよう、関係機関との連携を強化し、個々のニーズに合った自立を支援します。また、必要な支援が届くよう、相談支援体制の充実を図り、支援制度の広報・周知を行います。（青少年家庭課）

146 ひとり親世帯の公営住宅に係る優先入居や、新たな住宅セーフティネット制度による子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、居住支援を通じ、居住の安定を支援します。（建築住宅課）

147 困難や不安を抱える女性に寄り添った支援を行うため、各市町村における相談窓口の周知や相談員の資質向上、民間団体等を含む関係機関との連携による対応力の向上を図ります。（青少年家庭課）

148 生活に困窮するすべての人に対し、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等によって包括的かつ継続的な支援が行われ、就労による自立や早期の生活再建が図られるよう、市町村の相談・支援体制の充実に向けた取組を支援します。（地域福祉課）

149 家庭の経済状況によって子どもの就学機会の差が生じないように、授業料及び授業料以外の学用品費等への支援により、家庭の教育費に係る経済的負担を軽減します。（学校企画課、総務課）

(2) 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境整備

高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが、切れ目なく、一体的に提供される仕組みづくり（地域包括ケアシステム）を推進します。また、障がいのある人が、住みたい地域で自立した生活を営むことができる環境づくりを推進します。

150 介護サービス事業者へ必要な指導や支援、介護人材の確保・定着、介護保険制度の安定した運営の支援により、地域に必要な介護サービスの確保を図ります。（高齢者福祉課）

151 高齢者の日常生活を支援する担い手養成や地域住民が主体となった支え合いの仕組みづくりを市町村等と連携して進めます。（高齢者福祉課）

152 市町村が実施する通いの場の創出や高齢者の総合相談機能を担う地域包括支援センターの運営を支援し、介護予防や重度化防止を図ります。（高齢者福祉課）

153 訪問看護の人材育成や多職種連携による在宅医療と介護の切れ目ない提供体制を構築していきます。（高齢者福祉課）

154 認知症に関する普及啓発や相談対応、医療介護の切れ目ない連携を進め、地域における支援体制の充実を図ります。（高齢者福祉課）

- 155 異性間での介護などにおいて、介護する人が、介護中であることを周囲に理解していただくため、「介護マーク²²」の普及に努めます。(高齢者福祉課)
- 156 高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かしつつ、更に活躍の場を広げ、地域の支え手として活躍するように、学びの場の充実に取り組みます。また、市町村や地域組織、N P O等との連携を強化して、シニア世代の地域活動への参加を支援する仕組みづくりを構築します。(高齢者福祉課)
- 157 高齢者等の消費者被害の未然防止や救済を図るため、消費者安全法に基づき市町村において地域の様々な関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会(地域見守りネットワーク)」の構築を支援します。また、高齢者が悪質商法²³や特殊詐欺²⁴被害に遭わないよう、地域一体となった被害防止活動に取り組みます。(環境生活総務課、生活安全企画課)
- 158 県民一人ひとりが多様な障がいの特性や必要な支援を理解し、日常生活での手助けの実践をするような社会を目指し、一層の啓発活動を推進します。(障がい福祉課)
- 159 身近な地域で、障がいの種別や特性に応じた切れ目のない支援が提供できるよう、専門的な支援技術をもつ人材の確保・育成、相談支援体制の充実、サービス提供基盤の整備等を進めます。(障がい福祉課)
- 160 地域の支援機関と企業等の連携を強化し、障がい者の適性に応じた企業への就労支援、福祉施設等での就労訓練等の充実、施設での工賃水準の向上を図ります。(障がい福祉課)
- 161 障がい者の地域生活の充実や社会参加を促進するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動への参加機会の拡大を図ります。(障がい福祉課、スポーツ振興課)
- 162 高齢者・障がい者が安全で快適に暮らせるよう住宅リフォームによるバリアフリー化を推進します。(建築住宅課)

(3) 外国人が安心して暮らせる環境整備

外国人であることやルーツが外国であることによって、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況におかれている場合があることに留意して、外国人住民が安心して暮らせる環境整備を推進します。

²² 介護マーク：名刺大に印刷し、介護者が首から下げるなどして使用する。認知症などの介護は他の人から見るとわかりにくいため、公共のトイレの利用や買い物の際などに誤解を受けることがないように設けられた。市町村窓口で交付している。

²³ 悪質商法：悪質商法：購入者に嘘の説明をしたり、脅かしたり、高額な商品を売りつける目的を隠すなどの方法で商品やサービスを購入させるなどの商法。点検商法、送り付け商法、押し付け商法、押し買い商法、靈感商法、催眠（S F）商法など、様々な手口がある。

²⁴ 特殊詐欺：被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだましとる犯罪の総称。

(手口)：オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシングカード詐欺（10類型 令和2年1月1日より）。

- 163 外国人住民と日本人住民の相互理解と共生の促進に繋がる住民の意識醸成や活動推進に向け、市町村と連携した交流イベントや国際交流員によるセミナーを開催するなど、多文化共生の地域づくりを進めます。（文化国際課）
- 164 外国人住民の様々な困り事に対応するため、公益財団法人しまね国際センターに多言語による生活相談・情報提供窓口を設けます。また、日本語学習や生活支援、災害時等において外国人支援にあたるボランティアの育成を推進します。（文化国際課）
- 165 県内に居住する定住外国人を対象に、日本で働くために必要となる基本的な能力が習得できる機会を提供するため、東部高等技術校に「定住外国人向け職業訓練コース」を設置し、就職に向けた職業訓練を行います。（雇用政策課）
- 166 外国人児童生徒等に対する教育の充実を図るため、日本語指導員の配置や初期集中指導教室の設置等、市町村等が行う日本語指導や体制整備等を支援します。（教育指導課）

(4) 人権尊重の観点からの啓発・教育

多様な性的指向・性自認（性同一性）の受容、外国人住民への配慮、同和問題、障がいのある方への差別など、多様化する様々な人権課題が顕在化する中で、県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、偏見や差別のない住みよい社会を目指した取組を推進します。

167 学校や家庭、職場、地域など、様々な場を通じて、講演会や研修会の開催、啓発資料の配布などによる人権啓発や人権教育を推進します。（人権同和対策課、人権同和教育課）

168 企業、N P Oなどの団体が主体的に企画する人権啓発の取組を支援するとともに、そうした団体と連携・協力し、県民の人権意識の向上に取り組みます。（人権同和対策課）

（再）互いの個性を認め合い、尊重しようとする子どもの育成に向け、教育センターの管理職研修、人権・同和教育主任等研修や校内の教職員研修の内容が充実するよう、研修資料の収集、情報の提供に努めます。【再掲 70】（人権同和教育課、総務課）

（再）学校における性的指向・性自認（性同一性）に係る児童生徒等への適切な対応や相談体制の充実、関係機関との連携を含む支援体制を促します。【再掲 72】（人権同和教育課）